

〔資料 5〕総務関係資料

令和 4 年度事業計画

1. 総合取引所体制下での会員の円滑な事業展開に向けた取組（継続）

会員のほとんどが商先法・金商法の両法にまたがって事業展開することを踏まえて以下の取組みを行う。

（1）課題の抽出・整理

東京商品取引所・大阪堂島商品取引所、大阪取引所（J P X）に係る商品先物取引を取扱う会員企業の課題の抽出・整理、関係機関への情報提供。

（2）意見具申

会員から収集した意見に基づき課題を整理し、必要に応じて関係諸機関に對し意見具申を行う。

（3）意見聴取・意見交換

関係諸機関と会員との意見交換の場の設定を行う。

2. 望ましい金融所得課税の実現に向けた取組（継続）

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。

税制改正大綱（令和 3 年 12 月 10 日公表）において、1 年前の大綱に記載された「時価評価課税の有効性や課題」という文言が削除されたことに留意しつつ、商品デリバティブ取引の拡大に資する税制を実現するべく会員の意向も踏まえながら取り組んでいく。

3. 協会ホームページを通じて各種情報の発信（継続）

以下の項目を始めとした各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。

- （1）コモディティデリバティブ取引を取扱う事業者名簿
- （2）本会に対して協賛要請のあった会員セミナーの一覧
- （3）コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）
- （4）出来高、取組高推移等の統計情報

以上

令和 3 年度事業計画

1. 総合取引所体制下での会員の円滑な事業展開に向けた取組

会員のほとんどが商先法・金商法の双方にまたがって事業展開することを踏まえて以下の取組みを行う。

（1）課題の抽出・整理

東京商品取引所・大阪堂島商品取引所、大阪取引所（J P X）に係る商品先物取引を取扱う会員企業の課題の抽出・整理、関係機関への情報提供。

（2）意見具申

会員から収集した意見に基づき課題を整理し、必要に応じて関係諸機関に對し意見具申を行う。

（3）意見聴取・意見交換

必要に応じて関係諸機関と会員との意見交換の場の設定を行う。

2. 望ましい金融所得課税の実現に向けた取組（継続）

個人投資家がリスク資産に投資しやすい環境を整備するため、デリバティブ取引による損益と上場株式の譲渡損益との通算等を可能とする税制（金融所得課税の一体化）の早期実現に取り組む。

税制改正大綱（令和 2 年 12 月 10 日公表）において、「時価評価課税の有効性や課題」という文言が盛り込まれたことから、令和 3 年度は特に損益通算の実現と時価評価課税のバランスについて会員の意見を踏まえて対応していく。

3. 協会ホームページを通じて各種情報の発信（継続）

以下の項目を始めとした各種情報を掲載・発信することで、商品先物取引の活性化に貢献していく。

- （1）コモディティデリバティブ取引を取扱う事業者名簿
- （2）本会に対して協賛要請のあった会員セミナーの一覧
- （3）コモディティアナリストによる市況予測（コモディティボイスネット）
- （4）出来高、取組高推移等の統計情報

以上

主務省と業界団体の懇談会

日 時：令和3年11月29日（月） 13：30～15：00

場 所：東商取9階 会議室

議 題：1. 商品先物取引業界の展望について

2. 関連団体の在り方について

議事進行：1. 開会、出席者紹介（山崎会長）

2. 先物協会挨拶（多々良会長）

3. 主務省挨拶（渡邊グループ長、北村室長）

4. 資料説明

- ・商品先物取引業の展望について（多々良会長）
- ・日商協及び委託者保護基金から主務省への要望（小川副会長）
- ・日商協の今後の収支見通しについて（小川副会長）

5. 意見交換（ディスカッション）

6. 委託者保護基金挨拶（岡地理事長）

7. 閉会（山崎会長）

以 上

懇談会出席者名簿

農 水 省 渡 邊 泰 輔 商品取引グループ長

経 産 省 北 村 敦 司 商品市場整備室長
斎 藤 直 也 総括室長補佐
常 山 直 子 室長補佐

日 商 協 山 崎 恒 会 長（弁護士）
（保護基金理事）
二 家 勝 明 副会長（日産証券㈱代表取締役会長）
（保護基金理事、先物協会理事）
小 川 潔 副会長（保護基金副理事長）
中 曾 根 淳 事務局長

保護基金 岡 地 和 道 理事長（岡地㈱代表取締役社長）
（日商協理事、先物協会理事）
井 上 明 副理事長（日商協専務理事）
庄 司 國 男 常務理事
渡 辺 豊 事務局長

先物協会 多々良 實 夫 会 長（豊トラスティ証券㈱代表取締役会長）
（日商協理事、先物協会理事）
依 田 年 晃 副会長（サンワード貿易㈱代表取締役社長）
（保護基金副理事長）
谷 口 太 郎 理 事・事務局長

以 上

商品先物取引業の展望について

2021. 11. 29

日本商品先物振興協会

① 総合取引所が稼働したにもかかわらず、商品先物市場は出来高が漸減し、衰退の一途をたどっている。これに対し、OSEの金融デリバティブ市場は証券会社が活発に取引している。商品先物市場の活性化・拡大に向けた具体的な施策＝市場振興策＝を示すか、市場そのものを作り直してほしい。

② もっとも、市場振興策を実現しようにも、現在の商品先物業界だけでは（業者数が少なく）対応できない。これまで幾つかの銘柄で、何度も市場振興策を繰り返し、一時的に出来高が増えたことはあったが、流動性の高まりが継続したことはなかった。

③ 商品先物市場を活性化させるには、やはり証券会社を中心にした新規参入業者を集め、新たな個人投資家を増やす必要がある。さらに、既存業者の負担を軽減するためには、二重行政＝商先法と金商法による別々の規制＝を解消してほしい。

④ 具体的には、ルールを金商法に一本化する、あるいは商先法を金商法にすり合わせて準ずる法律として位置付け、実質的に一本化する方法が考えられるのではないかな。

現段階での課題は以下の通り

- (1) 業者資格取得、取引所資格取得、外務員資格取得
- (2) 法令遵守（検査対応、届出書、法定帳簿作成など）
- (3) 証拠金の管理、税制
- (4) 勧誘規制＝不招請勧誘禁止の要件緩和
- (5) 顧客への説明義務など

(1) 特に、証券外務員 1 種を簡易な研修により商品先物の外務員資格の取得を可能にしてほしい。

〈現在〉証券外務員 1 種の資格→OSE225 先物等、金、白金など可能

TOCOM不可可能

商品先物の外務員資格→TOCOM可能

OSE金、白金など不可可能

(OSE金、白金など可可能な資格もあるが、225 先物等は不可可能)

(2) 特に、届出書類等の提出先を一本化するか、書式・体裁の一元化をしてほしい。

(3) 特に、OSEの商品デリバティブとTOCOMの証拠金の共通化を図ってほしい。

(4) 特に、同じOSEで、金融デリバティブと商品デリバティブの勧誘規制が異なっており、商先法の不招請勧誘禁止の要件を緩和してほしい。

(その他) TOCOMは今後、LNG先物を上場する予定だが、電力先物にも個人投資家が参入できるようにしてほしい。また、原油先物は小口化し、証拠金が 1 枚当たり 10 万円以下になるよう市場設計を見直すなど、より多くの個人投資家が参加できるよう、具体的な市場活性化策を策定してほしい。

⑤ ④のようにルール的一本化が図られれば、日商協の財政逼迫といった「業界団体」の問題解決にもつながる（例えば自主規制団体、保護基金の統合）。早期の法改正が難しい状況であれば、例えば日商協に保護基金と振興協会を加えた 3 団体の間で、職員の兼務出向等を含む事務統合を進めるなどの対応を認めてほしい。

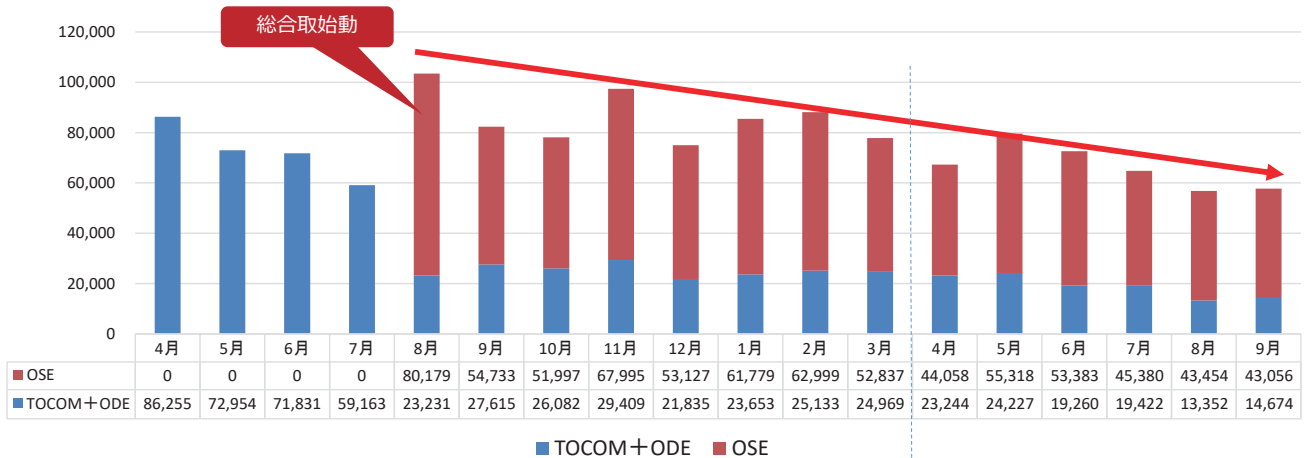
⑥ 業界団体の省庁出身者数の見直しを検討するべきではないか。

以上

2020～2021年度 商品先物取引の出来高推移

総合化しても商品先物（商先法＋金商法）の出来高は低迷。
商先法銘柄の出来高（石油、電力）はさらに低迷。

月別1日平均出来高



← 2020年度 → 2021年度 →

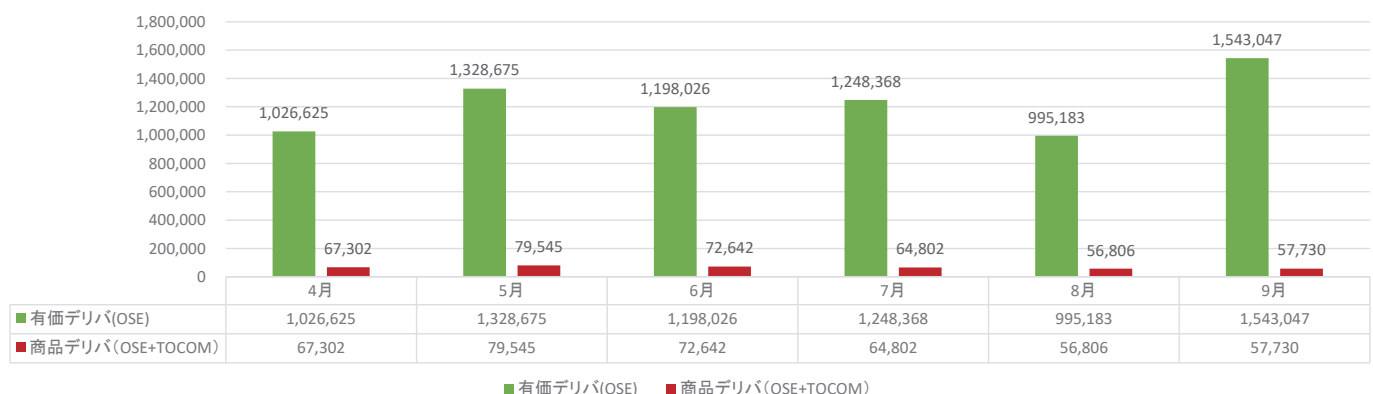
直近の2021年9月の1日平均出来高

金商法（OSE）：約4.3万枚、 商先法（TOCOM・堂島）：約1.5万枚

OSE有価証券デリバの出来高推移

- 大阪取引所（OSE）には多種多様な有価証券デリバティブ取引が上場されていて、1日100万枚以上の取引が成立。
- 同取の商品デリバ（OSE+TOCOM）の出来高は圧倒的に少ないが、JPXグループの経営に与える影響は軽微。

有価証券OPブット	有価証券OPコール				
日経225先物	日経225mini	日経225OPブット	日経225OPコール	225Weekly OPブット	225Weekly OPコール
TOPIX先物	ミニTOPIX先物	TOPIX OPブット	TOPIX OPコール		
長期国債先物	ミニ長期国債先物	長期国債先物OPブット	長期国債先物OPコール		
東証マザーズ指数先物	Core30先物	東証銀行業株価指数先物	東証REIT指数先物	NYダウ先物	台湾加権指数先物
日経平均VI先物	配当指数先物	日経400先物			



〔資料 6〕 制度改善事業関係資料

金融所得課税の一体化について

1. 金融所得課税の一体化の方向性

金融商品間の損益通算の範囲については、2016 年 1 月より、上場株式等に加え、特定公社債等にまで拡大されたが、デリバティブ取引等については、未だ株式等の損益通算が認められていない。

他方、投資を通じて長期的な家計の資産形成のためには、リスクとリターンの異なる投資対象を最適な比率で組み合わせるポートフォリオ戦略なども一つの有効な手段である。

金融所得課税の一体化をより進めることにより、投資家が多様な商品に投資しやすい環境の整備を進めることで、個人の安定的な資産形成を後押しするものと考えられる。

2. 今後取り組むべき課題

デリバティブによってリスク量をうまくコントロールすることで、相場変動による影響を抑えた投資戦略も可能となる。しかしながら、我が国では、デリバティブがヘッジの手段として活用されることが少なく、ヘッジや分散投資としての機能があまり認識されていない。

このため、今後以下の取組を進めることが必要と考えられる。

➤ デリバティブの認知度向上

デリバティブについての認知度の低さを解消すべく、周知に取り組む。

➤ リスクコントロール(ヘッジ・ポートフォリオ戦略)の普及

デリバティブを用いたヘッジ手法やポートフォリオ戦略について、普及を進める。

➤ 税制上の支援

デリバティブ取引を金融商品に係る損益通算の範囲に含める。

3. 税制改正の要望案

上述の関係者が取り組むべき課題のうち、金融商品に係る損益通算範囲をデリバティブ取引にまで拡大する税制改正については、以下のような要望としてはどうか。

◎ 損益通算の拡大範囲については、

- ・ 個人の投資家において株取引が広範に行われていることから、ヘッジニーズのある有価証券市場デリバティブ取引を優先。
- ・ リスクとリターンの異なる商品を組み合わせることで、投資家のポジションを改

善できること(ポートフォリオ理論)から、翌年以降、順次拡大を図る。

◎ 租税回避防止策については、

以下の観点から、事前に届出を行った者について、時価評価課税を要望。

- ・ 損益通算にメリットがない人が増税にならないよう
 - ・ その目的を超えて、他の金融所得に時価評価課税が及ばないよう
- (注) 今後、実務的な論点について、詳細な検討が必要。

(以 上)

金融所得課税の一体化に関する関係者会合の参加者

業界団体等

- ・ 日本証券業協会 政策本部 証券税制部長
- 石津 知則（いしづ とも のり）
- ・ 日本商品先物振興協会 理事兼事務局長
- 谷口 太郎（たに ぐち たろう）
- ・ 日本取引所グループ 総合企画部 企画統括役
- 松尾 琢己（まつお たくみ）
- ・ 東京金融取引所 常務執行役員リテール開発部長
- 山下 伸一（やました しんいち）
- ・ 大阪堂島商品取引所 営業企画部 総括部長
- 大房 弘憲（おおふさ ひろのり）
- ・ GMOクリック証券 顧問
- 高野 修次（たかの しゅうじ）
- ・ 外為どっとコム 経営本部長経理部長
- 前田 卓宏（まえだ たくひろ）

関係省庁

- ・ 経済産業省 商務・サービスグループ 商品市場整備室長
- 黒須 利彦（くろす としひこ）
- ・ 農林水産省 食料産業界 食品流通課 商品取引室長
- 渡邊 泰輔（わたなべ たいすけ）
- ・ 金融庁 総合政策局 総合政策課 総合政策課長
- 岡田 大（おかだ ひろし）
- ・ 同 総合政策監理官
- 柳沢 信高（やなぎさわ のぶたか）
- ・ 同 金融税制調整官
- 今井 利友（いまい としとも）

計12名

目次

はじめに.....	1 -
1. デリバティブ取引を含む金融所得課税の一体化の方向性.....	2 -
(1) 家計による成長資金の供給の拡大とデリバティブ取引の役割	2 -
(2) 公平・中立・簡素な金融所得課税の実現.....	2 -
2. 税制改正要望について.....	4 -
(1) 損益通算の対象.....	4 -
(2) 租税回避防止策(デリバティブ取引への時価評価課税の導入)	5 -
(3) 個人投資家の利便性(特定口座の利用可能性)	6 -
(4) 個人投資家への影響	6 -
今後に向けて	9 -

金融所得課税の一体化に関する研究会
論点整理

2021 年7月7日

金融所得課税の一体化に関する研究会

「金融所得課税の一体化に関する研究会」メンバー等名簿

メンバー 岩崎 政明 明治大学専門職大学院法務研究科 教授

佐藤 主光 一橋大学経済学研究科 教授

武田 洋子 ㈱三菱総合研究所シンクタンク部門副部門長兼
政策・経済センター長

森信 茂樹 東京財団政策研究所 研究主幹、
財務省財務総合政策研究所 特別研究官

山崎 元 経済評論家

渡辺 徹也 早稲田大学法文学術院 教授

(敬称略・五十音順)

オブザーバー 日本証券業協会、日本商品先物振興協会、㈱日本取引所グループ、
㈱東京金融取引所、㈱大阪堂島商品取引所、GMOクリック証券
㈱、㈱外為どっとコム

農林水産省、経済産業省

はじめに

わが国の家計金融資産は、約 1,900 兆円であり、その約半分が預貯金で保有されている一方、株式や投資信託などによる運用比率は、諸外国に比べて低い水準となっている。株式や投資信託の保有を通じて、家計から供給される成長資金が、企業の設備投資やベンチャー投資に回ることによって経済成長を促し、その成長の果実が家計に分配され、家計の資産形成を促進することは、経済の好循環の維持・拡大にとって重要である。

こうした経済の好循環を図る観点から、税制面での投資環境整備に努めてきているところであり、特に、金融所得課税の一体化については、公平・中立・簡素な投資環境を整備するとの観点から、これまで順次対象範囲の拡大を進めてきたところである。

デリバティブ取引については、平成 25 年度税制改正において、損益通算範囲が特定公社債の利子・譲渡所得にまで拡大されて以降、検討を進めてきたところであり、令和3年度与党税制改正大綱においては、「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。」との記載が盛り込まれた。

これを受け、「金融所得課税の一体化に関する研究会」を設置し、デリバティブ取引にまで損益通算範囲を拡大することの課題や論点について、有識者による議論を3回にわたって行った。本論点整理は、当研究会における主要な意見を論点別に整理し、今後の方向性について取りまとめたものである。

1. デリバティブ取引を含む金融所得課税の一体化の方向性

(1) 家計による成長資金の供給の拡大とデリバティブ取引の役割

企業の投資活動を通じて経済成長と、成長の果実の分配による家計の資産形成という経済の好循環の維持・拡大を図る観点から、家計による成長資金の供給は重要な課題である。

現状、わが国における個人投資家による成長資金の供給は、株式や公募投資信託などの現物取引が主流であり、ヘッジ手段としてのデリバティブ取引の活用は限定的である。このため、株式等の下落相場の場合に市場から個人投資家の資金が流出するなど、家計からの成長資金が持続的に供給されないとの指摘がある。

また、デリバティブ取引は、より多くの種類の金融資産に投資し、リスクとリターンの異なる商品を組み合わせること、個人投資家のポジションを改善することができるという効果(分散投資効果)も期待できるが、個人投資家においては、このような活用についても限定的である。

一方で、取引所を取り巻く投資環境の整備に関しては、海外において、金融分野と商品(コモディティ)分野のデリバティブ取引を同一の取引所グループ内で取り扱うことができる総合取引所が主流となっているところ、わが国でも、昨年7月、東京商品取引所に上場されていた貴金属・ゴム・農産物の先物・オプションが日本取引所グループの大阪取引所に移管され、金融商品とコモディティが一箇所で行ける総合取引所が初めて実現されたところである。

こうした中、デリバティブ取引は、個人投資家にとっても、ヘッジや分散投資といった目的で行われることで、投資手段の幅を広げ、ひいては、現物投資の拡大とあいまって、家計による成長資金の供給の拡大と家計の資産形成につながっていくことが期待されるものであり、そのための投資環境の整備を進めていく必要がある¹。

(2) 公平・中立・簡素な金融所得課税の実現

金融所得課税の一体化とは、金融商品の課税について、他の所得と区分したう

¹ なお、わが国においてデリバティブ取引の活用が限定的である理由としては、デリバティブ取引のヘッジや分散投資としての機能が広く認識されていないことも一因と考えられ、今後、関係者を中心として、その周知に努めることが必要と考えられる。

で、課税所得の計算上、所得と損失とを合算(損益通算)することを認めるものである。金融商品間の課税の公平性・中立性を図り、個人投資家にとって簡素で分かりやすい税制を実現することを通じて、投資環境を整備するとの観点から、これまで金融所得課税の一体化の対象範囲の拡大を順次進めてきた²。

金融所得課税については、理論的には、あらゆる金融商品を一体的に課税することが望ましいが、現在、金融商品間の所得の損益通算については、上場株式等の配当・譲渡所得及び特定公社債等の利子・譲渡所得について可能となっているが、先物・オプション等のデリバティブ取引は上場株式等との損益通算の対象に含まれていない³。

デリバティブ取引についても損益通算の対象に含めることにより、既に損益通算の対象となっている金融商品とデリバティブ取引との間で課税の公平性・中立性を図ることにつながり、また、両者の税制上の取扱いの差異がなければ、簡素で分かりやすい税制の実現にもつながると考えられる。

こうした意味での、公平・中立・簡素な金融所得課税を通じ、個人投資家のデリバティブ取引への投資環境の整備が図られることは、上記(1)のとおり、家計による成長資金の供給の観点から意義があるものである。

² ①公平性

多様な金融商品を、税制上同じ扱いとすることで、金融商品間で水平的な公平性が確保される。

②中立性

金融商品には、リスク性商品(例：株式)と無リスク性商品(例：預貯金)があり、仮に、両商品の期待リターンが同じ場合、リスク性商品の損失は税務上考慮されない一方で、所得には課税されるため、リスク性商品の税引後の期待リターンは、無リスク性商品に比べて必ず不利な結果となり、リスク性商品と無リスク性商品との間で租税の中立性が確保されていないことになる。

③簡素性

簡素で分かりやすい税制を整備することで、投資家の申告等に要する負担を軽減し、金融機関や税務当局の事務を効率化することができる。

³ 金融所得課税の一体化を進めるほかに、現在3年となっている個人投資家の損失繰越期間を延長する方策もあり得るとの意見があった。

2. 税制改正要望について

上記1. のとおり、デリバティブ取引を含めた金融所得課税の一体化は、家計による成長資金の供給を通じて経済成長の促進と成長の果実の分配を通じた家計の資産形成という経済の好循環に寄与するというのが期待できるものであり、早期に実現すべき課題と考えられる。

一方で、デリバティブ取引については、個人投資家が少額の資金(証拠金)で効率的にリスクをコントロールできる反面、これを悪用した場合には、少額の資金で租税回避が可能と考えられる。このため、政策上の観点からは、デリバティブ取引を損益通算の対象とする場合は、これを利用した租税回避行為が横行することがないよう、その防止策をあわせて検討することが求められる。

具体的な要望を行うにあたっては、(1)損益通算の対象、(2)租税回避防止策、(3)個人投資家の利便性、(4)個人投資家への影響について、検討を行うことが必要である。

(1) 損益通算の対象

個人投資家が行うデリバティブ取引には、市場デリバティブ取引と店頭デリバティブ取引があり、その主な原資産には、有価証券関連、コモディティ関連、金利・為替関連等がある。

分散投資の促進や、公平・中立・簡素な金融所得課税の実現という観点から考えれば、金融所得課税の一体化の対象として、デリバティブ取引全体とすることが望ましいと考えられる。

しかしながら、

- 現在、個人投資家において株式取引が広範に行われており、このヘッジ手段として有効なデリバティブ取引については、政策目的に照らし優先度が高く、
- 市場デリバティブ取引については、取引所での市場流動性を通じて価格・取引の透明性等が担保されていることから、金融機関や税務当局の実務において問題が発生する可能性が低い、

といった観点から、まずは、「有価証券市場デリバティブ取引」について損益通算の対象としていくことが適切と考えられる。

また、この場合、これまでデリバティブ取引として損益通算できていたものを二分することになるとともに、デリバティブ取引内で税制上の取扱いに差異を設けることになり、簡素性の観点からも問題となることから、対象について、明確な考え方の説明と個人投資家の理解が必要となる。

なお、仮に、上場株式等との損益通算の対象とするデリバティブ取引を今後段階的に拡大するとすれば、金融機関や税務当局の実務対応の可否といった執行面の課題、損益通算の範囲が段階的に変更になることによる個人投資家への影響について、留意が必要である。

(2) 租税回避防止策(デリバティブ取引への時価評価課税の導入)

租税回避行為には、一般的に、①所得分類・源泉地の変更、②通謀による所得操作、③課税の繰り延べなどといった方法があるが、当研究会においては、デリバティブ取引を損益通算の対象に含める場合に想定される租税回避について、その検討を行った。

具体的には、デリバティブ取引の「売り」と「買い」を両建てし、損失があるポジションのみ実現損として損益通算する、いわゆる「ストラドル取引」について、課税の繰り延べが可能であることから、その防止策について、米国で導入されている時価評価課税(米国内国歳入法第1256条)を参考に議論が行われた。

デリバティブ取引への時価評価課税の導入は、実現損だけでなく含み益に対しても課税されることとなるため、ストラドル取引に対する有効な租税回避防止策になり得ると考えられる。

この点については、個人投資家の場合には、余剰の現金を持っていないこともあることから、デリバティブ取引の時価評価を事前に届けた者のみ時価評価課税(損益通算)を認めるということでは十分ではないかとの意見があった⁴。

一方で、時価評価課税を各人の届出制にするということは、課税される側に選択の余地を与えることとなり、租税回避防止策としては好ましくないため、基本的には一律

⁴ 具体的には、事前に時価評価課税の届出を行った者についてのみ、デリバティブ取引との損益通算を認め、届出を行わなかった者には、損益通算を認めない(時価評価課税を適用しない)という方法が考えられる。

であるべきとの意見もあった⁵。

さらに、執行性を担保する観点から、個人番号を提出している者に限って、損益通算を認めてはどうかとの意見もあった。

いずれにしても、具体的な時価評価課税の方法については、当研究会で出された意見を踏まえつつ、恣意性の排除の他、政策上の観点、金融機関や税務当局の実務といった執行面についても考慮し、総合的に検討していくことが必要となる。

(3) 個人投資家の利便性(特定口座の利用可能性)

個人投資家の利便性(個人投資家の申告等に要する負担の削減)や税務当局における行政運営コストは重要な要素であることから、デリバティブ取引を上場株式等との損益通算の対象とする場合は、特定口座を活用することが考えられる。

特定口座でデリバティブ取引を取り扱うことができるようにすることで、幅広い個人投資家にとっての利便性の向上が期待できることや、さらに、特定口座において源泉徴収が可能となれば、円滑な納税に資することとなり、金融機関がその利用に向けて取り組むことが望ましいと考えられる。

ただし、特定口座の活用については、その口座が開設されている金融機関(源泉徴収義務者)において源泉徴収の原資となるキャッシュを確保する等、執行上の課題がある。

なお、実務上の対応が困難な場合には、個人投資家が確定申告を行うという方法でもよいのではないかとの意見もあり、今後、そうした面の課題について検討をしておく必要がある。

(4) 個人投資家への影響

個人投資家への影響については、

- ① 上場株式等との損益通算の対象を有価証券市場デリバティブ取引に限定する場合の影響として、

⁵ 事前の届出制など、個人投資家に選択を与える場合であっても、届出・変更の時期を一定期間内に限定するなど、恣意性を排除するための方策を講じれば、租税回避防止策として十分ではないかとの意見も出された。

- 個人投資家の税務手続が、有価証券市場デリバティブ取引とその他のデリバティブ取引で分別して行われることとなり、煩雑になる、
- これまで認められてきたデリバティブ取引内での損益通算が、その他のデリバティブ取引との間では認められなくなる、といった点、

② 租税回避防止策としてデリバティブ取引に時価評価課税を導入する場合の影響として、

- 上場株式等との損益通算の対象となるデリバティブ取引については、実現益のほか年末の含み益も課税対象となることから、キャッシュフローがないう中でも納税資金を確保する必要がある、
 - 現行、デリバティブ取引については、利益を実現させない限り、その確定申告を行う必要はないが、見直し後、上場株式等との損益通算の対象となるデリバティブ取引については、利益を実現させていなくても、原則、確定申告が必要となる、
 - 事前届出制の場合、デリバティブ取引について上場株式等との損益通算を希望する個人投資家は、当該制度を理解したうえで、自身でその届出を行い、適切に確定申告を行うこととなる、
- といった点についてどう考えるか、それぞれ検討を行った。

上記①の点については、その他のデリバティブ取引と損益通算できなくなことは一部の個人投資家にとってデメリットとなる面もあるが、個人投資家の多くが主として株式取引を行っていることを考慮すると、デリバティブ取引内の損益通算より上場株式等との損益通算のほうが、全体として得られるメリットが大きいのではないかと考えられる。

上記②の点については、デリバティブ取引に時価評価課税を導入した場合、年末直前に自己のポジションを手仕舞う個人投資家が一定程度出てくることが想定されるが、そのような個人投資家の多くは翌年に直ちにポジションを建てると考えられ、時価評価課税が直ちにデリバティブ取引の抑制要因となるとは考えにくい。また、時価評価課税は、将来の課税負担を分割し前払いする意味合いもあることから、個人投資家にとって必ずしもマイナスの効果を有するものではないと考えられる。

いずれにしても、実際の導入の際には、個人投資家に誤解を与えないよう、制度の

⁶ 事前届出制であれば、予見可能性が高まるし、その他のデリバティブ取引と損益通算できなくなることとも説明がつきやすいのではとの意見もあった。

趣旨や内容を適切に説明していくという点にも留意すべきである⁷。

今後に向けて

デリバティブ取引を含む金融所得課税の更なる一体化については、理論面（公平・中立・簡素といった税制上のあるべき姿）のみならず、政策上の要請（家計による成長資金の供給といった、重要課題を実現するための政策税制であることからくる優先順位付け）や、個人投資家の利便性に最大限配慮したうえで、意図的な租税回避行為の防止策の有効性や、具体的方策の実務面・執行面の課題等を総合的に勘案し、早期に実現する必要があるがあり、今後、上記に示された個人投資家への影響を精査した上で、関係者において更なる検討を進めるべきである。

⁷ デリバティブ取引に時価評価課税を導入することについては、①包括所得概念によれば、時価評価できるものは時価で課税すべきであり、これにより公平な課税が実現できるほか、②租税特別措置法の問題であり政策上の理屈が立てばよいとの観点からも租税法体系としても十分成り立つのではないかとこの意見があった。

税制改正要望に関する本会発言基本方針
(国会議員との意見交換に臨むにあたって)

令和3年4月27日
日本商品先物振興協会

(1) 総論

本会としての意見については、会員に対してアンケート調査を行う等をして、その考え方を丁寧に把握した上で取りまとめることが必要であると考えている。ただし時間的制約もあり、現時点ではまとめきれないため、本日は、一部の主要会員数社と話をし得た、現時点での感触について申し上げたい。

(2) 租税回避策について

- ① これまで、租税回避策として年末時点で時価評価を行うことで納税額を決める方向で検討がなされている。しかし、現時点では、①すべての投資家が損益通算において時価評価を行うのか、②あるいは、希望する投資家のみが損益通算をできる「選択制」となるのか、が明らかでない。
- ② このような前提では、商品先物について、各事業者が新しい損益通算の制度でどの程度の規制対応やシステム構築のコストが生じるのかが不透明である。
- ③ 商品デリバには有価証券デリバほど株式とのヘッジニーズが高くなく、そのような商品デリバに株式との損益通算が実現しても、同時に一律強制時価評価が導入されれば、ただでさえ流動性が低い商品市場がさらに冷却されることが懸念される。

(3) 損益通算の範囲

このような租税回避策の検討状況の理解の下で、

- ① 仮に、全顧客が一律強制に年末の評価損益に対して課税されることが条件となるのなら、まずは有価証券先物を先行的に損益通算の対象とすることに異存ない。

その上で、先行して損益通算の対象とする有価証券先物の取引量の変化や、事業者の規制対応やシステム対応のコストなどを見極め、商品先物業界としての対応を検討したい。

- ② 仮に、事前届出制等の方法により、希望する顧客のみがデリバに係る年末の値洗い損益も含めて通算をして課税され、希望しない顧客は従前どおりに実現損益ベースの課税という「選択制」となるならば、そのスキームの詳細が分からないために判断が難しいが、事業者の規制対応コストやシステム対応コスト、顧客のニーズ次第では、会員の理解を得た上で商品先物についても損益通算の対象としていただくことを検討する余地はある。

(4) 最後に

有価証券先物が先行的に損益通算の対象となっても、商品先物が将来的に損益通算の対象範囲に含める道が開ざれることのないようご配慮方を願いたい。

いずれにしても、会員に対してしっかりと調査を行った上で改めてお伝えしたい。

以上

税制改正要望の進捗状況に関する説明会
議事次第

日本商品先物振興協会

日 時	令和3年8月25日（水） 13時30分～
場 所	堀留町ビル（TOCOMビル）9階会議室 東京都中央区日本橋堀留町1-10-7
議 題	金融所得課税の一体化要望に係る現在の状況について （説明と質疑応答） その他

以 上

日本商品先物振興協会
税制改正要望の進捗状況に関する説明会（2021.8.25）
出席者名簿

1. 会員（14名）

岡地株式会社	取締役	近 藤 益 生
岡安商事株式会社	経営企画部副部長	石 井 博 光
カネツ商事株式会社	代表取締役	塩 飽 誠
クリエイトジャパン株式会社	取締役	井 尾 義 夫
同上（傍聴）	業務部長	島 津 美 幸
株式会社コムテックス	総務課次長	植 本 滋 也
同上（傍聴）	執行役員	櫻 井 一 明
サンワード貿易株式会社	執行役員経営企画室長	赤 土 大 輔
大起産業株式会社	取締役	車 田 直 昭
日産証券株式会社	取締役	坂 本 智 一
株式会社フジトミ	代表取締役社長	細 金 英 光
北辰物産株式会社	代表取締役社長	釧 持 宏 昭
豊トラスティ証券株式会社	専務取締役	多々良 孝 之
同上（傍聴）	執行役員	松 本 一 明

2. 金融庁（2名）

総合政策課	総合政策監理官	岸 本 学
	同 課 長 補 佐	牧 野 仁 長

3. 協会執行部（3名）

会 長		多々良 實 夫
副会長		依 田 年 晃
理事・事務局長		谷 口 太 郎

以上

取扱注意

デリバティブ取引に係る損益通算範囲の拡大について（案）

○損益通算の対象範囲拡大

ヘッジニーズや価格・取引の透明性等を踏まえ、まずは、有価証券市場デリバティブ取引を対象範囲に追加すること（執行面の課題等を踏まえ、段階的に拡大を検討）

○租税回避防止策

デリバティブ取引を利用した租税回避行為を防止するため、損益通算の対象となる有価証券市場デリバティブ取引については、時価評価課税を一律に適用すること

○特定口座の活用

幅広い個人投資家の利便性向上の観点から、特定口座で上場株式等とデリバティブ取引との損益通算を可能とすること（特定口座以外で取引を行う者は、確定申告により時価評価課税・損益通算を行う）

資料

(金融所得課税の一体化)

租税回避防止策について

金融所得課税における租税回避行為

租税回避行為には、①**所得分類・源泉地の変更**、②**通謀による所得操作**、③**課税繰延**という方法が考えられる。

① 所得分類・源泉地の変更

所得分類・源泉地の変更が可能な**スワップ取引**については、**申告分離課税の対象外**となっていることで、租税回避行為を行うことは困難となっている。

② 通謀による所得操作

市場デリバティブ取引については、恣意的な価格決定が不可能であるため、通謀による所得操作を行うことは困難となっている。

③ 課税繰延

個人投資家の意図的な**ストラドル取引**については、租税回避が起こってしまうため、税制上、**特別な租税回避防止策が必要**。特に、デリバティブ取引を損益通算可能とした場合、利子・配当所得（経常所得）の課税が繰延べられ、毎年繰り返すことで租税回避が長期間起こることが大きな問題となる。



「ストラドル取引による課税繰延」に対する租税回避防止策の導入の検討が必要。

2

租税回避行為（ストラドル取引）

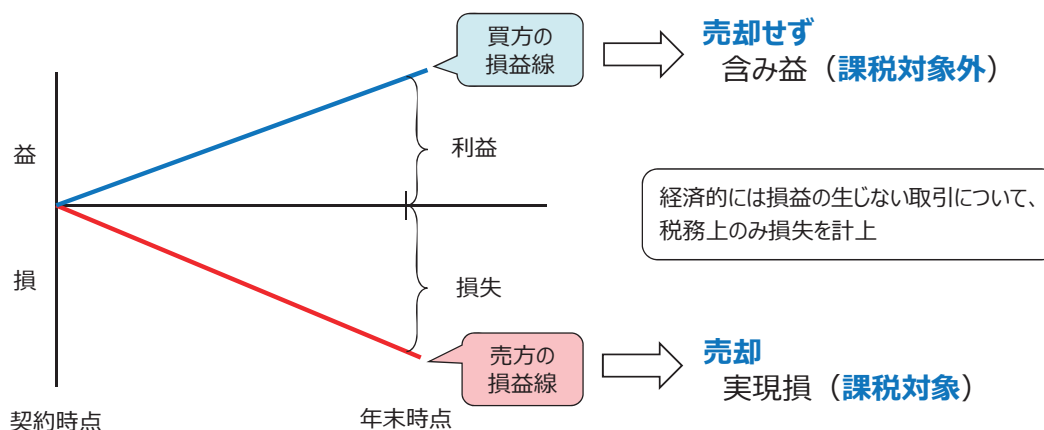
【租税回避行為の具体的な例】

デリバティブ取引は、現物よりも少ない資金でリスクヘッジが可能な反面、租税回避行為にも利用されるおそれがあるのではないかと指摘。

1 **デリバティブ取引の「買い」と「売り」を両建て**で取引。

2 株式譲渡益が多額に発生した年の年末に、両建てのうち損失のあった方だけを売却することで**実現損を発生**させ、**株式譲渡益と通算**。

⇒ 実質的な損益が生じないに関わらず、課税の繰延べを行うことが可能（**ストラドルと呼ばれる手法**）。



※米国では、**簡便的な租税回避防止策**として、一定のデリバティブ取引への**時価評価課税**を1981年に導入。

3

諸外国における租税回避防止策

米国

- 経済的実質の法理（Economic substance doctrine）：
取引が経済的実質を有していない又は事業目的を欠いている場合、対象取引の租税上の便益は否認される。
- ストラドル・ルール（簡便法として時価評価課税）（次項参照）

英国

- キャピタル・ロスの制限（Restriction on allowable losses）：
主として租税回避を目的とするスキームや取引から直接または間接に生じるキャピタルロス（譲渡損失）については、譲渡益との相殺が認められない。
（注1）金融資産のみならず、不動産などの他の資産を処分した場合も含め、譲渡損失一般に係るもの。
「主として租税回避を目的としているか」については、税務当局により、諸般の事情を勘案して総合的に判断される。

ドイツ

- 節税スキームの濫用防止（Abuse of tax planning schemes）：
納税者又は第三者が税法の意図しない税務上のメリットを享受できるような、不適切なスキームが利用された場合は、適切なスキームに引き直して課税する。
（注2）金融取引や譲渡損失に限られない、一般的な租税回避防止規定。
- （参考）租税回避防止ルールのタイプに関する整理

	メリット	デメリット
一般否認規定	社会の変化に柔軟な対応が可能となり、税務当局は税を捕捉しやすくなる	抽象的な規定となるため、納税者の予見可能性が低下し、取引が委縮するおそれ
対象となる取引等を限定した租税回避防止規定	納税者の予見可能性が高まり、取引の安定性が保たれる	新しい取引類型が出てきた場合、規定の整備が必要となる場合も

4

米国におけるストラドル・ルールについて

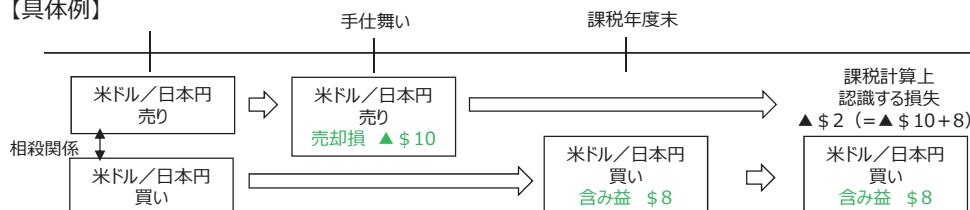
概要

損失の操作による課税繰延べを防止することを目的に、ストラドル・ルール(米国内国歳入法第1092条)を導入。市場デリバティブ取引等については、簡便法として、時価評価課税(同法1256条)を導入。

ストラドル・ルール

相反する値動きをする2つのポジションを有する場合、含み益を超える損失のみ当年度で認識。繰り延べられた損失は、ポジションが解消された翌年以降の課税年度に認識。

【具体例】



簡便法 時価評価課税

相反する値動きをする2つのポジションを申告の都度、個人投資家が判断することが困難なため、シカゴマーカントイル取引所などの取引については、簡便法として時価評価課税が導入（1981年）。課税年度末に決済されていないデリバティブ取引がある場合、当該時点の時価で決済されたものとして、税務上の含み損益を認識。

【上記の具体例の場合】

課税年度末において、▲\$2 (= ▲\$10 + 8) を課税計算上で認識

5

令和4年度税制改正要望

日本商品先物振興協会
株式会社大阪取引所
株式会社東京商品取引所
株式会社堂島取引所

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

＜要望内容＞

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

＜要望目的＞

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十全に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

我が国の個人金融資産は令和3年3月末時点で約1,950兆円に達する規模であるが、その50%超の約1,000兆円が現預金で運用・保有されている。この潤沢な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間の損益通算範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得等については、平成28年1月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されることとなったが、同じ20%の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となつて以降、現在に至るまで認められていない。

また、商品ファンドに係る所得については、源泉分離課税若しくは総合課税とされており、原資産である商品先物取引に係る所得との損益通算、上場株式等の譲渡所得等との損益通算のいずれも認められていない。

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、また、2020年7月に取引が開始された商品・金融商品のデリバティブ取引、株

式現物を機動的に取扱う総合取引所の活性化のためにも、金融所得課税の損益通算範囲のさらなる拡大が必要であると思料する。

＜期待される効果＞

本改正が実現すると、商品を含むデリバティブ取引及び株式取引において個人投資家の投資活動及び商品ファンド運用に係る取引が促進され、商品デリバティブ市場においては、流動性が増大することが期待される。その結果、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（上場商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 消費税インボイス制度の運用の明確化

＜要望内容＞

金融商品取引所又は商品取引所の受渡決済について、円滑なインボイス制度の導入の観点から、取引所取引の特性を踏まえた運用に関する取扱いを明確化すること。

＜要望目的＞

2023年10月1日から改正消費税法が施行されてインボイス制度が導入される予定であり、商品先物取引法の商品市場、金融商品取引法の商品関連市場デリバティブ市場（以下「取引所市場」と総称する。）の受渡決済においても、消費税の受渡を伴う取引の渡方になる場合には事業者としてインボイスの発行が可能であることを要する旨の対応を予定している。

取引所市場で行われる取引については、多数の当事者間で匿名により行われる特徴があり、その受渡決済も同様である。背景には、取引や決済の情報は、市場参加者にとって高い秘匿情報であること、またそうした情報に基づく価格形成は市場の公平性や効率性の観点から避けるべきとの要請があり、インボイス導入後もこうした要請に配慮する必要がある。

そこで、取引所取引における受渡決済においては、媒介者交付特例（消費税法施行令第70条の12）を適用して取引所又は清算機関（以下「取引所等」という）がインボイスを発行する運用を検討している。具体的には、取引所市場の特性を踏まえた以下のような観点からの運用に関する取扱いの明確化を要望する。

- ① 媒介者交付特例における「事業者」である渡方に代わり、取引所等が「媒介者等」として、受方に対して取引所等名義のインボイスを交付・提供したい。

② 上記①の際、媒介者等から事業者へ交付等が求められるインボイスの写しについて、これに代えて受方情報の記載を省略した精算書の交付等としたい。

③ 授受するインボイスと個々の受方及び渡方における消費税額の算出方を一致させる観点から、受渡決済においては、受渡代金ベースでの算出に統一したい。

3. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〈要望内容〉

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

〈要望目的〉

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在3年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で10年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

4. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

〈要望内容〉

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

〈要望目的〉

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者

は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならない（商品先物取引法第190条第1項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第225条第1項第13号及び同法224条の5第2項第1号）。

このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにもかかわらず、外国商品市場取引の決済損益に係る所得は申告分離課税の対象とされていない（租税特別措置法第41条の14）ため、国内商品市場取引等他のデリバティブ取引の決済損益と通算することはできず、給与所得や事業所得などの他の所得と合算して課税総所得金額を算出して超過累進税率を適用する総合課税方式で税額を計算することとなる（所得税法第22条、第89条）。

商品先物取引または商品関連市場デリバティブ取引においては、国内商品市場と外国商品市場に同一商品（例：金・石油・大豆・とうもろこし等）が上場されていて、それらの商品に係る異市場間裁定取引（同一銘柄に関してある市場で買建て、他の市場で売建てることにより、両者の値差の拡大縮小から利益を得ようとする取引）のニーズは少なくないが、現行税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができず、上記ニーズに対応できていない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とするべきである。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場・国内金融商品市場の間での異市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

以上

要望事項

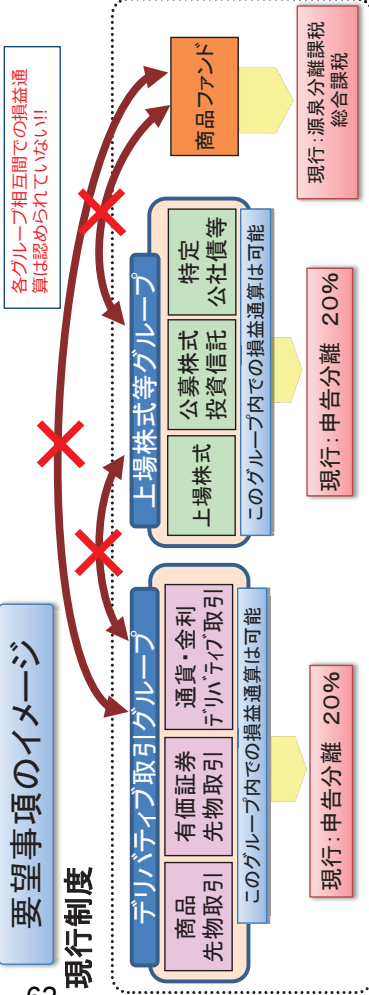
申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益と上場株式の譲渡損益などの金融所得との間の損益通算を可能とすること。

要望の趣旨

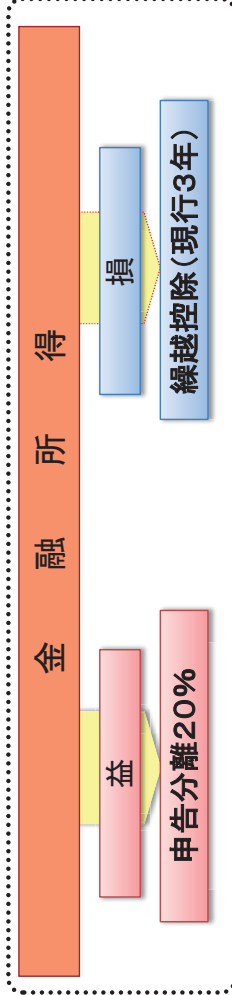
- ▶ 現在、商品、有価証券、通貨等を原資産とするデリバティブ取引については、互いに損益通算することが可能。
- ▶ 令和2年度税制改正大綱の検討事項である「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化」については租税回避行為防止策としてデリバティブ取引による損益と上場株式等の譲渡損益との通算を推進し、個人の投資活動を促進させることが重要。

要望事項のイメージ

現行制度



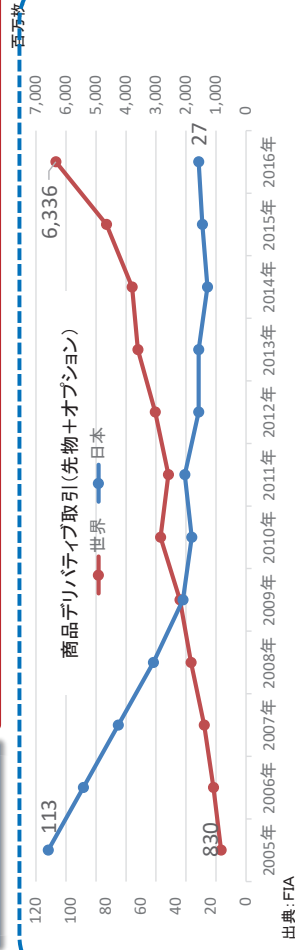
金融所得の一体課税実現後



- ▶ 我が国の商品先物市場は取引量を大きく減少させている一方で、世界の取引量は急速に伸びている。
- ▶ 諸外国では先物と株式の損益通算が可能。
- ▶ 商品先物取引の投資家の8割以上が、株式との損益通算を希望（本会調査結果による。下図「投資家のニーズ」をご参照）し、損益通算が可能となった場合には、商品先物取引を行っている投資家のうち3割超は「投資を増やす（同）」と回答。

出来高の比較

総合取引所は実現したもの、日本の商品でリハの出来高は低迷している。



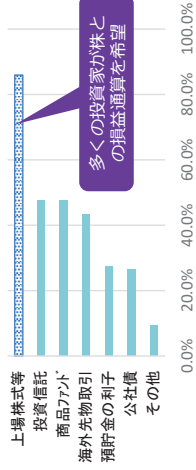
商品先物と株式に係る課税関係(損益通算)の国際比較

世界(アメリカ、イギリス、フランス、中国)	
損益通算	可 非課税
取引所ランキング	東京商品取引所(13) 【アメリカ】ニューヨーク・マーカンタイル取引所(3)、シカゴ商品取引所(7)、インターコンチネンタル取引所(米)(6) 【イギリス】インターコンチネンタル取引所(EU)(5)、ロンドン金属取引所(9) 【中国(参考)】上海期貨交易所(1)、大連商品取引所(2)、鄭州商品取引所(4)

出所: 当協会調べ。()の数字は、2015年 世界の商品取引所出来高順位

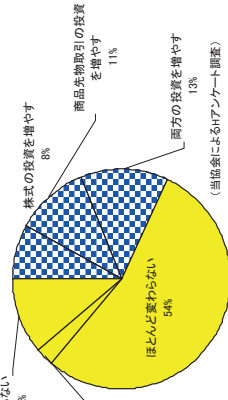
投資家のニーズ

商品デリバティブとの損益通算を希望する取引
(平成28年調査、n=576、複数回答可)



多くの投資家が株式との損益通算を希望

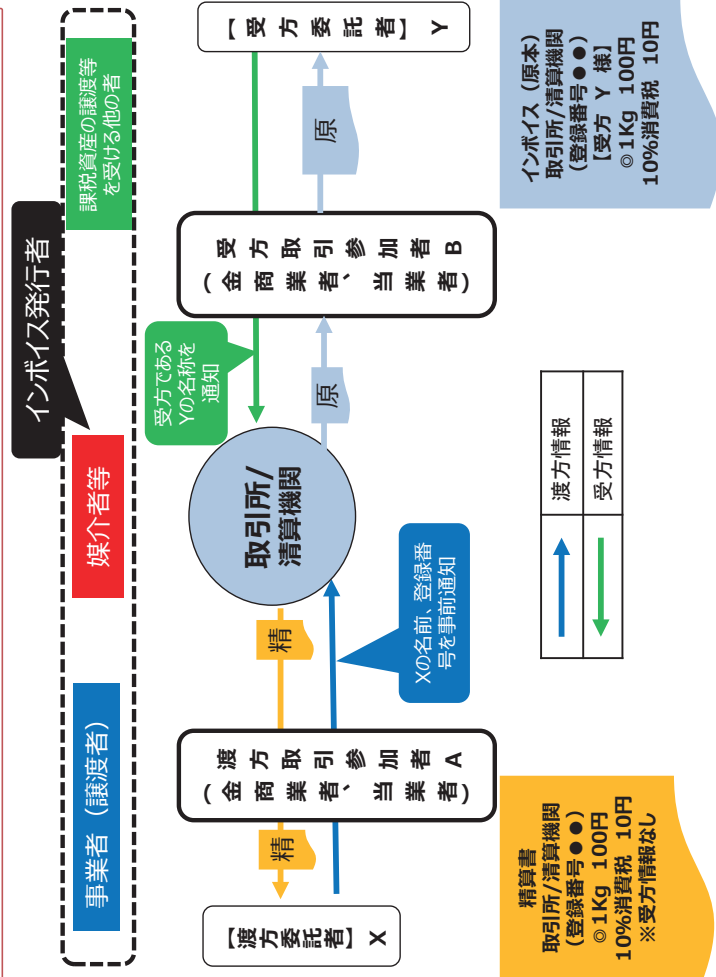
株式と商品デリバティブとの損益通算が可能になった場合の投資行動変化 (n=638)



取引所取引の特性を踏まえたインボイス制度の運用について

- 2023年10月のインボイス制度実施に合わせ、商品先物（商品関連市場でリバティブ取引・商品市場取引。以下「取引所市場」と総称する。）の受渡決済においても、消費税の引渡しには新たにインボイス発行を要する旨の対応を予定している。この際に、取引所市場において取引・受渡決済の当事者を明らかにしないという取引所取引の特性を考慮し、以下の運用を行うことしたいと考えている。

- ①：媒介者交付特例（消費税法施行令第70条の12）を適用し、取引所又は清算機関（以下「取引所等」という。）が、同特例の「事業者」である渡方に代わり、「媒介者等」として受方に対して取引所等名義のインボイスを交付・提供したい。
- ②：上記①の際、媒介者等から事業者へ交付等が求められるインボイスの写について、これに代えて受方情報の記載を省略した精算書の交付等としたい。
- ③：授受するインボイスと個々の受方及び渡方における消費税額の算出方式を一致させる観点から、受渡決済においては、個々の約定代金ベースでの消費税額の算出は認めず、受渡代金ベースでの算出に統一したい。



各 位	令和3年12月13日
日本商品先物振興協会	
本会の取組課題の進捗状況について (ご報告) 1. 税制改正要望 (1) 税制改正大綱について (別紙1、別紙2) 自由民主党・公明党連名による「令和4年度税制改正大綱」が公表されました。この中で、本会が要望しておりました税制改正要望については、下記の通りとなりましたことをご報告いたします。 ①金融所得課税の損益通算範囲の拡大について 〔本会の要望〕 申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。 〔令和4年度税制改正要望の取扱い〕 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。 ②決済差損失の繰越控除期間の延長について 〔本会の要望〕 商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間(現行3年間)を延長すること。 〔令和4年度税制改正要望の取扱い〕 税制改正大綱の中に本件に言及した箇所はありませんでした。 ③外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について 〔要望内容〕 外国商品市場取引の差金決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。 〔令和4年度税制改正要望の取扱い〕 税制改正大綱の中に本件に言及した箇所はありませんでした。 (2) 金融庁・証券業界の要望について 金融所得課税の損益通算範囲の拡大に係る要望に関しては、本年8月に	金融庁及び証券業界から、概要以下の案を骨子とする要望内容について、本会会員にも説明がなされました。 〔金融庁の要望案〕 ①対象範囲 ヘッジニーズや価格・取引の透明性等を踏まえ、まずはデリバティブ取引のうち有価証券市場デリバティブ取引(ex:日経225先物取引、くりっく株365等)を先行的に上場株式等グループとの損益通算の対象とする。 ②租税回避行為防止策 デリバティブ取引を利用した租税回避行為を防止するため、損益通算の対象となるデリバティブ取引については、時価評価課税を一律に適用する。 ③特定口座の活用 幅広い個人投資家の利便性向上の観点から、損益通算の対象となるデリバティブ取引については、事業者の選択により特定口座サービスの対象とすることを可能とし、当該口座内での上場株式等とデリバティブ取引との損益通算を可能とする。 今般、上記内容での要望が実現しなかったことで、今後本件がどのように推移するのか注視し、会員の皆様に適宜適切な情報を提供してまいります。 個人投資家が商品先物取引や商品ファンドを含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、「金融所得課税の一体化」が実現するよう、引き続き税制改正要望を行っていくことといたします。 2. 統計資料:「商品先物取引の出来高推移の状況について」(別紙3) 本年11月に関係団体とともに、主務省との懇談会を開催いたしました。会議用に作成した資料のうち、標記資料についてご参考までに会員の皆様に提供いたします。 以上

第三 検討事項

令和3年11月

令和4年度税制改正要望

1 年金課税については、少子高齢化が進展し、年金受給者が増大する中で、世代間及び世代内の公平性の確保や、老後を保障する公的年金、公的年金を補完する企業年金を始めとした各種年金制度間のバランス、貯蓄・投資商品に対する課税との関連、給与課税等とのバランス等に留意するとともに、平成30年度税制改正の公的年金等控除の見直しの考え方や年金制度改革の方向性、諸外国の例も踏まえつつ、拠出・運用・給付を通じて課税のあり方を総合的に検討する。

2 デリバティブ取引に係る金融所得課税の更なる一体化については、金融所得課税のあり方を総合的に検討していく中で、意図的な租税回避行為を防止するための方策等に関するこれまでの検討の成果を踏まえ、早期に検討する。

3 小規模企業等に係る税制のあり方については、働き方の多様化を踏まえ、個人事業主、同族会社、給与所得者の課税のバランスや勤労性所得に対する課税のあり方等にも配慮しつつ、個人と法人成り企業に対する課税のバランスを図るための外国の制度も参考に、正規の簿記による青色申告の普及を含め、記帳水準の向上を図りながら、引き続き、給与所得控除などの「所得の種類に応じた控除」と「人的控除」のあり方を全体として見直すことを含め、所得税・法人税を通じて総合的に検討する。

4 カーボンニュートラル実現に向けたポリシミックスについては、政府の議論も踏まえつつ、産業競争力の強化、イノベーションや投資の促進につながり、成長に資するものとなるかどうかという観点から、専門的・技術的な検討を進める。その際、現下の経済情勢や代替手段の有無、国際的な動向やわが国の事情、産業の国際競争力への影響等を踏まえ、国益の観点から、主体的かつ戦略的に検討するものとする。

日本商品先物振興協会
株式会社大阪取引所
株式会社東京商品取引所
株式会社堂島取引所

1. 金融所得課税の損益通算範囲の拡大について

〈要望内容〉

申告分離課税を前提として、商品先物取引を含むデリバティブ取引に係る損益、商品ファンドの収益分配金及び償還等に係る損益、そして上場株式等の譲渡損益等に係る損益を含めて幅広く金融商品間の損益通算範囲を拡大し、個人投資家が商品先物取引を含む多様な金融商品に投資しやすい環境を整備すること。

〈要望目的〉

わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させ、公正な価格形成機能等、期待されている機能を十全に発揮するには、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することが不可欠である。

我が国の個人金融資産は令和3年3月末時点で約1,950兆円に達する規模であるが、その50%超の約1,000兆円が現預金で運用・保有されている。この潤沢な個人金融資産が商品・金融商品市場において広範に運用されるためには、金融商品間の損益通算範囲を拡大し、金融所得に係る課税関係をリスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制とすることが必要である。

上場株式等の譲渡所得等については、平成28年1月から特定公社債等の譲渡損益にまで通算範囲が拡大されることとなったが、同じ20%の申告分離課税である商品先物取引等デリバティブ取引との損益通算は、平成元年に上場株式等の譲渡所得が先行して分離課税となつて以降、現在に至るまで認められていない。

また、商品ファンドに係る所得については、源泉分離課税若しくは総合課税とされており、原資産である商品先物取引に係る所得との損益通算、上場株式等の譲渡所得等との損益通算のいずれも認められていない。

個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するため、また、2020年7月に取引が開始された商品・金融商品のデリバティブ取引、株

式現物を横断的に取扱う総合取引所の活性化のためにも、金融所得課税の損益通算範囲のさらなる拡大が必要であると思料する。

〈期待される効果〉

本改正が実現すると、商品を含むデリバティブ取引及び株式取引において個人投資家の投資活動及び商品ファンド運用に係る取引が促進され、商品デリバティブ市場においては、流動性が増大することが期待される。その結果、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（上場商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

2. 消費税インボイス制度の運用の明確化

〈要望内容〉

金融商品取引所又は商品取引所の受渡決済について、円滑なインボイス制度の導入の観点から、取引所取引の特性を踏まえた運用に関する取扱いを明確化すること。

〈要望目的〉

2023年10月1日から改正消費税法が施行されてインボイス制度が導入される予定であり、商品先物取引法の商品市場、金融商品取引法の商品関連市場デリバティブ市場（以下「取引所市場」と総称する。）の受渡決済においても、消費税の受渡を伴う取引の渡方になる場合には事業者としてインボイスの発行が可能であることを要する旨の対応を予定している。

取引所市場で行われる取引については、多数の当事者間で匿名により行われる特徴があり、その受渡決済も同様である。背景には、取引や決済の情報は、市場参加者にとって高い秘匿情報であること、またそうした情報に基づく価格形成は市場の公平性や効率性の観点から避けるべきとの要請があり、インボイス導入後もこうした要請に配慮する必要がある。

そこで、取引所取引における受渡決済においては、媒介者交付特例（消費税法施行令第70条の12）を適用して取引所又は清算機関（以下「取引所等」という）がインボイスを発行する運用を検討している。具体的には、取引所市場の特性を踏まえた以下のような観点からの運用に関する取扱いの明確化を要望する。

- ① 媒介者交付特例における「事業者」である渡方に代わり、取引所等が「媒介者等」として、受方に対して取引所等名義のインボイスを交付・提供したい。

- ② 上記①の際、媒介者等から事業者へ交付等が求められるインボイスの写しについて、これに代えて受方情報の記載を省略した精算書の交付等としたい。

- ③ 受受するインボイスと個々の受方及び渡方における消費税額の算出方を一致させる観点から、受渡決済においては、受渡代金ベースでの算出に統一したい。

3. 決済差損失の繰越控除期間の延長について

〈要望内容〉

商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損失について、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から、繰越控除期間（現行3年間）を延長すること。

〈要望目的〉

1. と同じく、個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備することは、わが国の商品市場及び金融商品市場がその流動性を増大させるために不可欠である。

そのためには、現在3年間に限定されている損失の繰越控除期間を延長することが望まれる。

なお、米・英・独は譲渡所得または金融所得の範囲内で無期限に損失の繰越控除が可能であり、フランスでは譲渡所得の範囲内で10年間の繰越控除が可能とされている。また香港・韓国・シンガポールでは商品先物取引に関する所得自体が課税対象となっていない。

〈期待される効果〉

本要望が実現すると、商品市場・金融商品市場で個人投資家の投資活動が促進され、商品市場においては、流動性が増大し価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通・加工等に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家の取引利便性が高まり、国民経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

4. 外国商品市場取引の決済損益に対する課税方法の変更について

〈要望内容〉

外国商品市場取引の差金等決済に係る取引損益について、申告分離課税とすること。

〈要望目的〉

日本国内において外国商品市場取引の委託又は委託の取次ぎを受ける者

要望事項

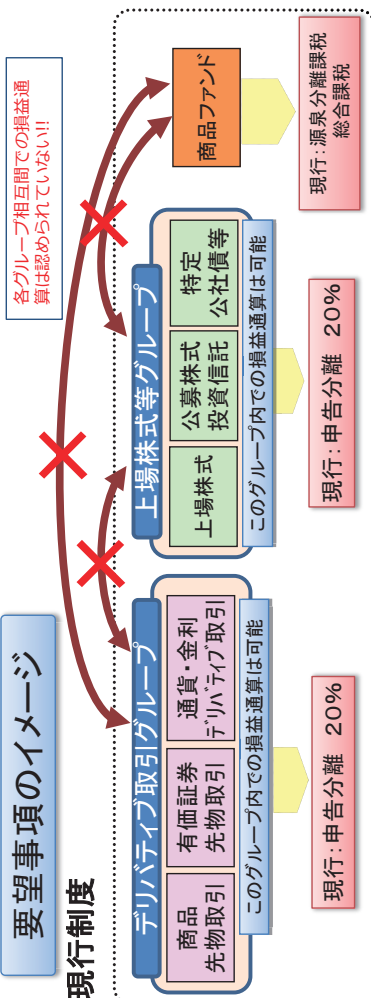
申告分離課税を前提として、商品先物取引等のデリバティブ取引に係る損益と上場株式の譲渡損益などの金融所得との間の損益通算を可能とすること。

要望の趣旨

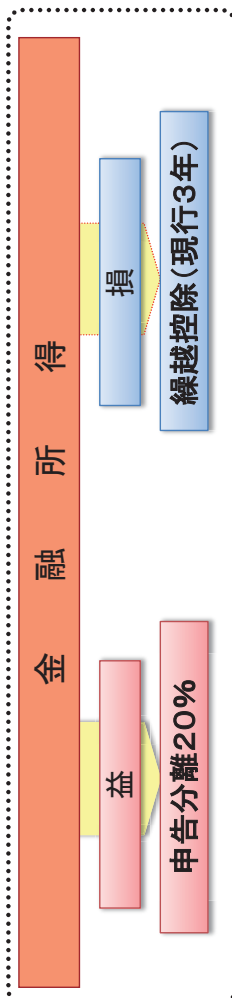
- ▶ 現在、商品、有価証券、通貨等を原資産とするデリバティブ取引については、互いに損益通算することが可能。
- ▶ 令和3年度税制改正大綱の検討事項である「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化」については租税回避行為防止策としてデリバティブ取引による損益と上場株式等の譲渡損益との通算を推進し、個人の投資活動を促進させることが重要。

要望事項のイメージ

現行制度



金融所得の一体課税実現後



は、国内商品市場取引及び店頭商品デリバティブ取引に係る場合と同様、商品先物取引業者に係る主務大臣の許可を受けなければならない（商品先物取引法第190条第1項）。さらに、商品先物取引業者は、それらのいずれの取引の差金等決済についても所轄税務署長への支払調書の提出義務を負う（所得税法第225条第1項第13号及び同法224条の5第2項第1号）。

このように国内、店頭、外国のいずれの取引種別においても同様に支払調書の提出義務が課され、投資家の取引状況が税務当局に捕捉されているにもかかわらず、外国商品市場取引の決済損益に係る所得は申告分離課税の対象とされていない（租税特別措置法第41条の14）ため、国内商品市場取引等他のデリバティブ取引の決済損益と通算することはできず、給与所得や事業所得などの他の所得と合算して課税総所得金額を算出して超過累進税率を適用する総合課税方式で税額を計算することとなる（所得税法第22条、第89条）。

商品先物取引または商品関連市場デリバティブ取引においては、国内商品市場と外国商品市場に同一商品（例：金・石油・大豆・とうもろこし等）が上場されていて、それらの商品に係る異市場間裁定取引（同一銘柄に関してある市場で買建て、他の市場で売建てることにより、両者の値差の拡大縮小から利益を得ようとする取引）のニーズは少なくないが、現行税制では、課税の取扱いが異なることにより相互の損益通算ができず、上記ニーズに対応できていない。リスク・リターンに応じた簡素で中立的な税制により個人投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備するためには、外国商品市場取引の決済損益についても、他のデリバティブ取引に係るものと同様に申告分離課税とすべきである。

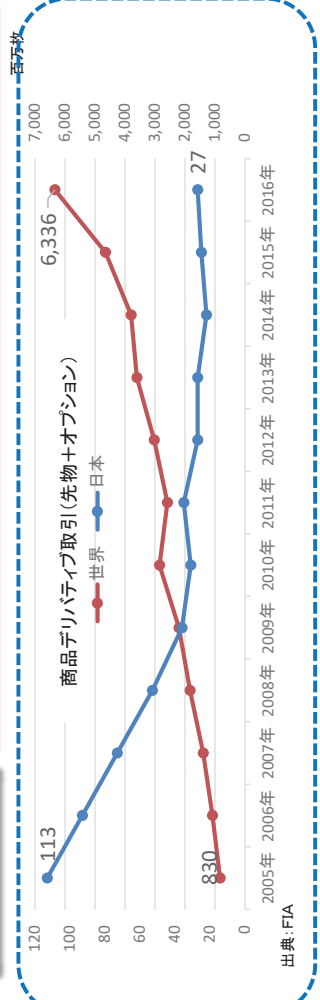
＜期待される効果＞

本要望が実現すると、外国商品市場と国内商品市場・国内金融商品市場の間での異市場間裁定取引が活性化し、双方の市場において個人投資家の投資活動が促進されるため、価格変動リスクをヘッジする目的で市場参加する当業者（市場に上場されている商品の生産・流通に従事する事業者）や資産運用目的で市場参加する個人投資家・機関投資家の取引利便性が高まり、わが国の国民生活の安定と経済の安定成長に大きく寄与することが期待できる。

以上

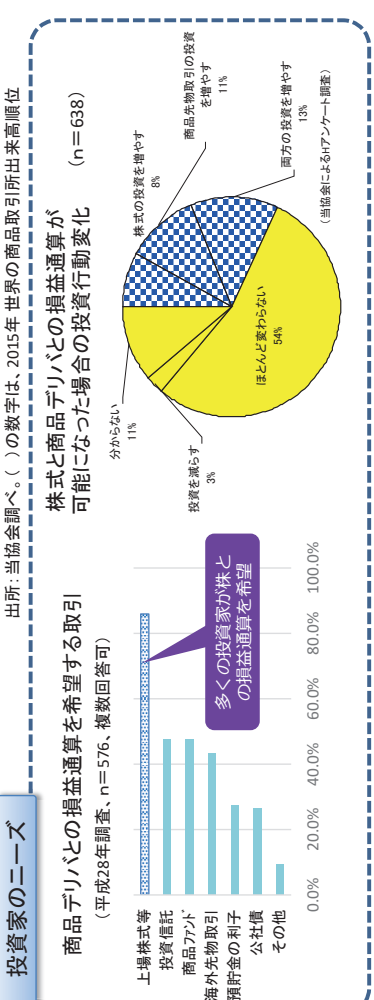
> 我が国の商品先物市場は取引量を大きく減少させている一方で、世界の取引量は急速に伸びている。
 > 諸外国では先物と株式の損益通算が可能。
 > 商品先物取引の投資家の8割以上が、株式との損益通算を希望（本会調査結果による。下図「投資家のニーズ」をご参照）し、損益通算が可能となった場合には、商品先物取引を行っている投資家のうち3割超は「投資を増やす（同）」と回答。

総合取引所は実現したもの、日本の商品でリハの出来高は低迷している。
 出来高の比較



商品先物と株式に係る課税関係(損益通算)の国際比較

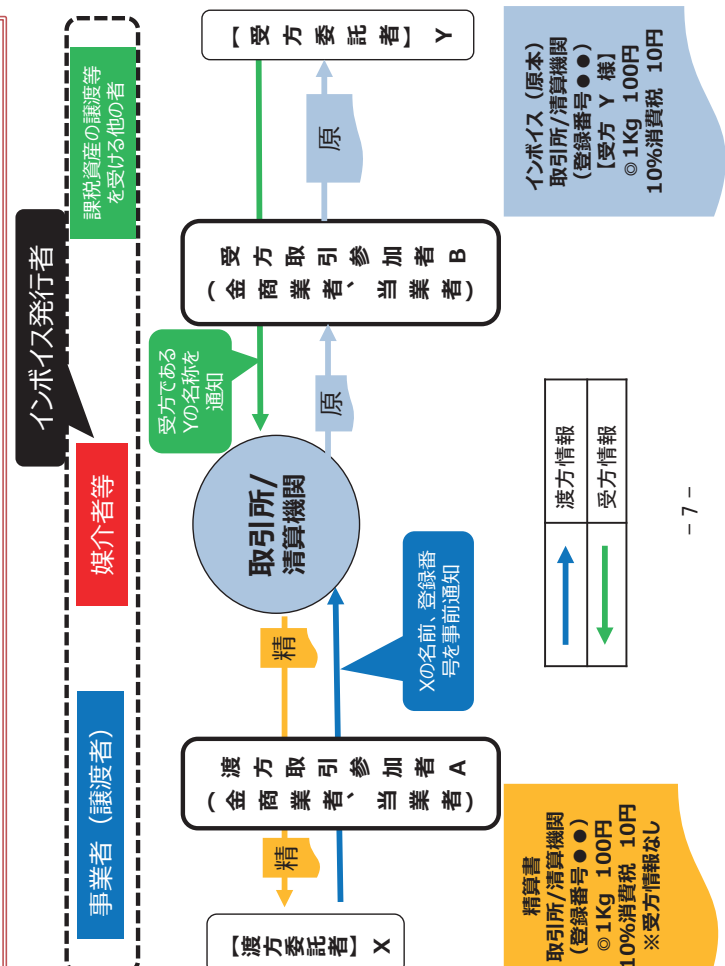
損益通算可もしくは非課税の国の取引所が世界上位に!	
世界(アメリカ、イギリス、フランス、中国)	
損益通算	可 非課税
取引所ランキング	日本 東京商品取引所(13)
投資家のニーズ	出所: 当協会調べ。() の数字は、2015年 世界の商品取引所出来高順位



取引所取引の特性を踏まえたインボイス制度の運用について

- 2023年10月のインボイス制度実施に合わせ、商品先物（商品関連市場デリバティブ取引・商品市場取引。以下「取引所市場」と総称する。）の受渡決済においても、消費税の引渡しには新たにインボイス発行を要する旨の対応を予定している。この際、取引所市場において取引・受渡決済の当事者を明らかにしないという取引の特性を考慮し、以下の運用を行うこととしたいと考えている。

- ①：媒介者交付特例（消費税法施行令第70条の12）を適用し、取引所又は清算機関（以下「取引所等」という。）が、同特例の「事業者」である渡方に代わり、「媒介者等」として受方に対して取引所等名義のインボイスを交付・提供したい。
- ②：上記①の際、媒介者等から事業者へ交付等が求められるインボイスの写しについて、これに代えて受方情報の記載を省略した精算書の交付等としたい。
- ③：授受するインボイスと個々の受方及び渡方における消費税額の算出方式を一致させる観点から、受渡決済においては、個々の約定金ベースでの消費税額の算出は認めず、受渡金ベースでの算出に統一したい。



商品・証券・金融デリバティブ取引の出来高推移等

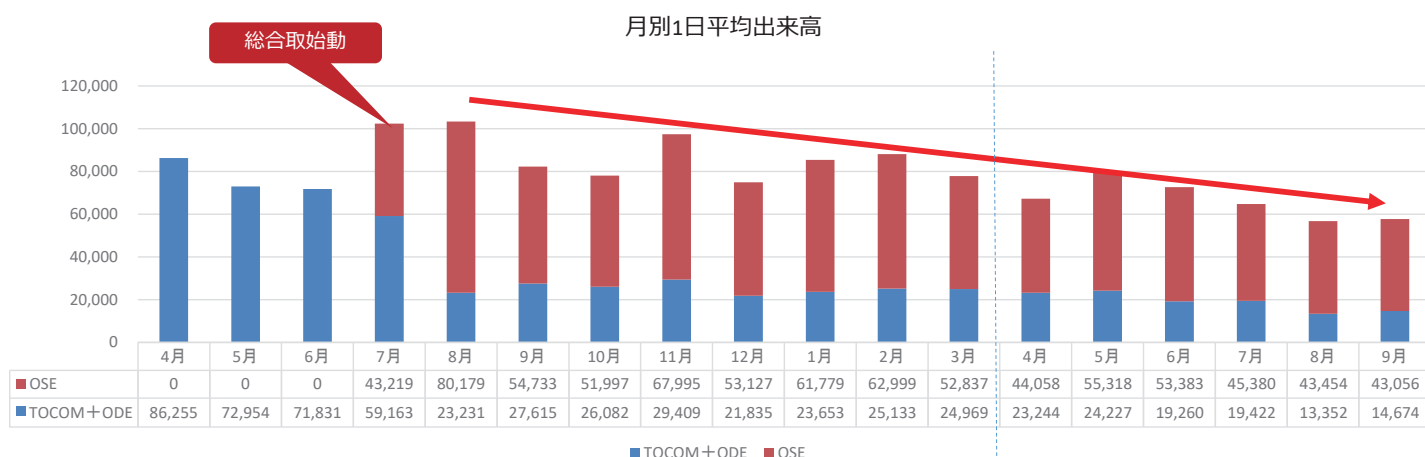
JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION日本商品先物振興協会
2021.11.29

日本商品先物振興協会

JCFIA
JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

2020～2021年度 商品先物取引の出来高推移

総合化しても商品先物（商先法＋金商法）の出来高は低迷。
商先法銘柄の出来高（石油、電力）はさらに低迷。



* TOCOMからOSEに商品移管がされた2020年7月の営業日は5日だが、前後の月との比較利便性の観点から当該月のOSEの出来高枚数を当該月の総営業日数である21で除して1日平均出来高枚数を算出している。

← 2020年度 → ← 2021年度 →

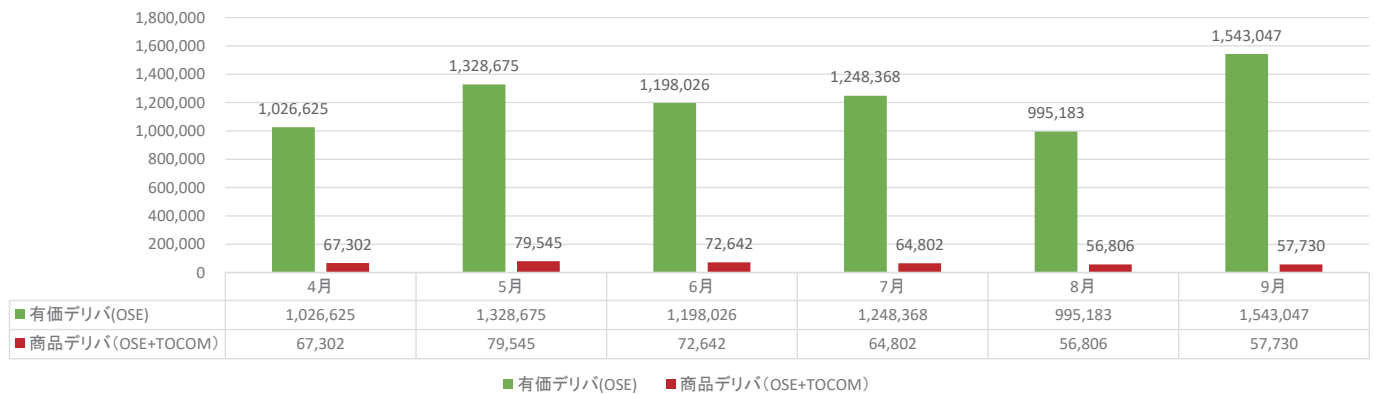
直近の2021年9月の1日平均出来高

金商法（OSE）：約4.3万枚、 商先法（TOCOM・堂島）：約1.5万枚

OSE有価証券デリバの出来高推移

- ・大阪取引所（OSE）には多種多様な有価証券デリバティブ取引が上場されていて、1日100万枚以上の取引が成立。
- ・同取引所のデリバティブ取引全体に占める商品デリバ（OSE+TOCOM）の出来高枚数は3～7%と、JPXグループの経営に与える影響は軽微と見られる。

有価証券OPブット	有価証券OPコール				
日経225先物	日経225mini	日経225OPブット	日経225OPコール	225Weekly OPブット	225Weekly OPコール
TOPIX先物	ミニTOPIX先物	TOPIX OPブット	TOPIX OPコール		
長期国債先物	ミニ長期国債先物	長期国債先物OPブット	長期国債先物OPコール		
東証マザーズ指数先物	Core30先物	東証銀行業株価指数先物	東証REIT指数先物	NYダウ先物	台湾加権指数先物
日経平均VI先物	配当指数先物	日経400先物			



インボイス制度導入にかかる媒介者交付特例の利用に関するご照会文案

株式会社日本取引所グループ
株式会社大阪取引所
株式会社東京商品取引所

1. 序

2023 年 10 月からインボイス制度が導入される予定であり、商品先物取引法の商品市場、金融商品取引法の商品関連市場デリバティブ市場（以下「取引所市場」と総称する。）の受渡決済においても、消費税の引渡しには新たにインボイス発行を要する旨の対応を予定しております。

ただし、取引所取引につきましては、通常の売買と異なり、多数の当事者が匿名で売り買いできる特徴があり、この点をとらえて、過去に取引所取引における本人確認書類の保存の件（平成 31 年度税制改正要望）や、取引所取引における金地金の売却にかかる支払調書の提出義務の件（2011 年～12 年に照会し、国税庁課税総括課資料係様とやり取り）ではご配慮いただき、一定の例外的な措置をお認めいただいていたところ です。

本照会に先立ちまして、2023 年 10 月から施行される消費税法施行令第 70 条の 12（以下「媒介者交付特例」という）について、取引所又は清算機関が「媒介者等」としてインボイスを発行するものとした場合の実務について検討を行い、下記の通りの運用を行いたいと考えておりますが、これで問題がないか、貴庁の考えをお尋ねしたいと存じます。

2. 「媒介者等」への該当性（p2）

媒介者交付特例を適用するには、「事業者が、媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（「媒介者等」という）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合」である必要がある。

この点、取引所市場における受渡決済のケースにおいて、取引所／清算機関が媒介者等であると考え、受方に対し、取引所／清算機関名義のインボイスの交付・提供を行ってよいのか。

3. 事業者へのインボイスの写しに代わる「精算書」の交付（p3）

媒介者交付特例では、媒介者等がインボイスを交付等したときは、速やかに事業者に対して写しを交付・提供しなければならないとされている。

この点、取引所取引の受渡決済については、インボイスの写しをそのまま交付等すること

が困難な場合にあたるとして、事業者に対して受方の情報を記載しない精算書を交付することとしてよいのか。

4. 消費税額の計算方法の統一（p4）

取引所・清算機関のルールでは、受渡決済において授受する消費税相当額は「受渡代金（＝最終清算値段×数量）」ベースで計算しているが、渡方と受方における税務処理（確定申告）では、それぞれの「約定代金」ベースでの計算が原則、「受渡代金」ベースは例外とされている。インボイスに記載される消費税額は渡方の選んだ処理方式によるため、それが受方による計算結果と一致しない事態が起こりうる。

このため、インボイス導入を機に、不一致の問題が発生しないよう、受渡決済の税務処理を「受渡代金」ベースで統一し、インボイスの記載もこれに合わせるよう、当局の解釈を変更していただけないか。

以上



商品先物取引の受渡決済における 取引所/清算機関を媒介者・インボイス発行者と する媒介者交付特例の適用について

株式会社日本取引所グループ 総合企画部

株式会社大阪取引所 市場企画部

株式会社東京商品取引所 総合業務室

2021年8月20日

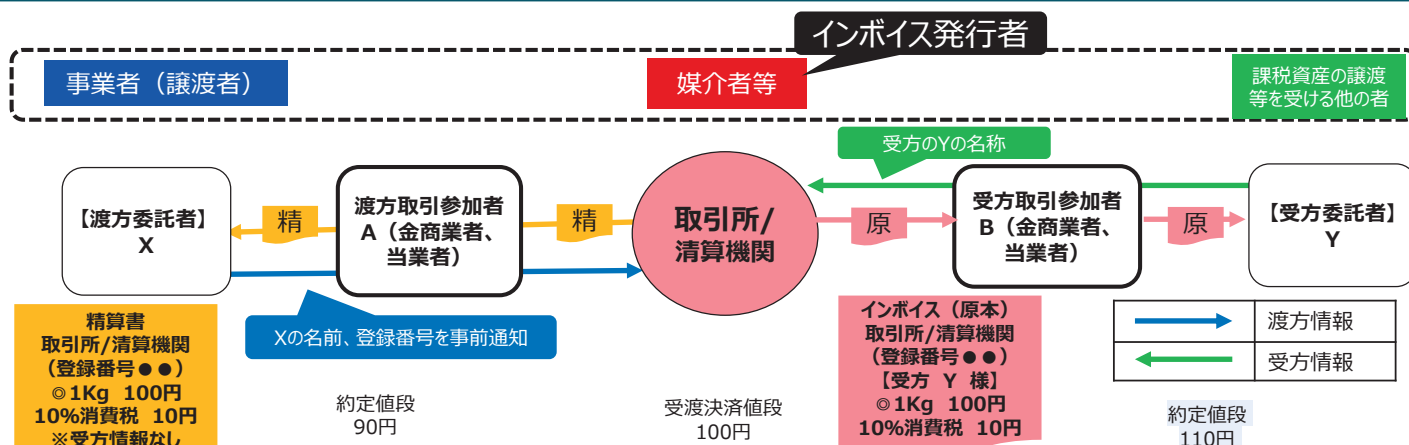
© 2021 Japan Exchange Group, Inc.

取引所市場の受渡決済にかかるインボイス発行対応（概要）



- 2023年10月のインボイス制度実施に合わせ、商品先物（商品関連市場デリバティブ取引・商品市場取引。以下「取引所市場」と総称する。）の受渡決済においても、消費税の引渡しには新たにインボイス発行を要する旨の対応を予定している。この際に、取引所市場において取引・受渡決済の当事者を明らかにしないという取引所市場の特性を考慮し、以下の運用を行うことしたいと考えているが、問題ないか。

- ①：媒介者交付特例（消費税法施行令第70条の12）を適用し、取引所/清算機関が、同特例の「事業者」である渡方（顧客/取引参加者の自己）に代わり、取引所/清算機関が「媒介者等」として受方（顧客/取引参加者の自己）に対して取引所/清算機関名義のインボイスを交付・提供したい。
- ②：媒介者交付特例で媒介者等から事業者へ交付等が求められるインボイスの写しについて、これに代えて受方情報の記載を省略した精算書の交付等としたい。
- ③：授受するインボイスと個々の受方及び渡方における消費税額の算出方式を一致させる観点から、受渡決済においては一律、個々の約定代金ベースは認めず、受渡代金ベースに統一していただけないか。



①取引所/清算機関の「媒介者等」への該当性

- 媒介者交付特例を適用するには、「事業者が媒介又は取次ぎに係る業務を行う者（「媒介者等」という）を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合」である必要がある。この点、取引所市場における受渡決済のケースにおいて、取引所/清算機関が媒介者等であると考え、事業者（渡方）に代わり、受方に取引所/清算機関名義のインボイスを交付・提供することで問題ないか。

- ①取引所市場では、取引所/清算機関と事業者（譲渡者である渡方）との間に、（事業者と取引参加者のような）直接の委託関係が存在しない。しかし、事業者において課税資産の譲渡等が取引所市場において行われる認識がある点と、実際に取引所を「介して」受方を相手として譲渡が行われている点に着目し、取引所/清算機関が事業者から見た「媒介者等」であるとして媒介者交付特例を適用し、取引所/清算機関名義のインボイスを交付・提供することは可能か。その場合には、特段の手当ては必要ないと考えられるかどうか。
- ②上記①が難しい場合には、事業者と取引所/清算機関との間に、現行では直接の委託関係が存在しないため、新たに関係者間における約款を整備するなどにより、復委任関係、あるいは直接の委任関係（消費税処理業務に関する委任？）が明確になるようにし、取引所/清算機関が事業者の「媒介者等」といえるような関係にできるか。

②事業者へのインボイスの写しに代わる「精算書」の交付

- 媒介者交付特例では、媒介者等がインボイスを交付等したときは、速やかに事業者に対して写しを交付・提供しなければならないとされている。この点、取引所取引の受渡決済については、インボイスの写しをそのまま交付等することが困難な場合にあっては、事業者に対して受方の情報を記載しない精算書を交付することとしてよい。

- ①インボイスの写しには原本の記載事項である受方情報も記載されているため、インボイスの写しを事業者に交付すると、当該事業者が受方の特定が可能になるという問題がある。
- ②ただし、インボイスの写しについては、「・・・例えば、複数の委託者の商品を販売した場合や、多数の購入者に対して日々適格請求書を交付する場合などで、コピーが大量になるなど、**適格請求書の写しそのものを交付することが困難な場合には、適格請求書の写しと相互の関連が明確な、精算書等の書類等を交付することで差し支えありません**」と解説されている。（国税庁・消費税の仕入税額控除制度における適格請求書等保存方式に関するQ&A p31）
- ③取引所取引の受渡決済は、通常の売買のような売主と買主が1対1で対応せず、極めて多様な組合せになること。また、そもそも、取引所取引は取引・受渡決済のいずれの段階でも相手方が分からないように実施している。これは投資家・需給関係者のいずれも自身の投資動向は極めて高い秘匿情報であること（例えば事後であっても自己のポジションが危険に晒すことになる）、さらに特定の投資家等の取引情報が知られて価格形成された場合、対象商品の本質的な価値と離れた相場となり、市場の公正かつ効率的な価格形成の観点かあると考えるためである。以上の点から、取引所取引の受渡決済においては、インボイスそのものの写しを交付することが困難であると考えており、この点から、受方情報の記載を省略した精算書の交付等としたい。
- ④なお、精算書等の書類の記載事項として、適格請求書の記載事項のうち、「課税資産の譲渡等の税抜価額又は税込価額を税率ごとに区分して合計した金額及び適用税率」や「税率ごとに区分した消費税額等」など、**委託者の売上税額の計算に必要な一定事項を記載する必要があります**。（同Q&A p31）とあり、委託者の売上税額の計算に必須ではない受方情報は、精算書への記載も必須ではないとも理解できるのではないかと。

③消費税額の計算方法の統一

- 取引所・清算機関のルールでは、受渡決済において授受する消費税相当額は「受渡代金（＝最終清算値段×数量）」ベースで計算しているが、渡方と受方における税務処理（確定申告）では、それぞれの「約定代金」ベースでの計算が原則、「受渡代金」ベースは例外とされている。インボイスに記載される消費税額は渡方の選んだ処理方式によるため、それが受方による計算結果と一致しない事態が起こりうる。
- このため、インボイス導入を機に不一致の問題が発生しないよう、受渡決済の税務処理を「受渡代金」ベースで統一し、インボイスの記載もこれに合わせるよう当局の解釈を変更していただけないか。

- ①商品先物取引の特殊性にかんがみ、消費税の課税標準および支払対価の額を計算する際、「約定代金」を基に計算する原則方式と、「受渡代金」を基に計算する例外方式、いずれもが公式に認められている（参照：国税庁HP「商品先物取引において、現物の受渡しを行った場合の課税仕入れの額について」）。
- ②渡方と受方で、片方が「受渡代金」ベース、他方が「約定代金」ベースを選択する場合、消費税額は一致しなくなる。また、双方「約定代金」ベースの場合でも、商品先物取引では最終的な渡方と受方とでは当初の約定値段・数量が異なる以上、消費税額も一致しない。

【原則方式の例】売約定90円の渡方と、買約定110円の受方とが、最終的に受渡代金100円で受渡しを行う場合

渡方：（約定代金90円＋受取り消費税相当額10円）×10/110＝**9.09円**（渡方のインボイスに記載される消費税額）
受方：（約定代金110円＋支払い消費税相当額10円）×10/110＝**10.9円**（受方が計算した仕入にかかる消費税額）

- ③現在は、渡方、受方がそれぞれ独立して消費税額の計算が可能だが、インボイス制度導入後は、渡方の発行したインボイスに記載された消費税額を、受方が仕入れにかかる消費税額としてそのまま申告に用いることになるため、不一致があると、受方が計算した消費税額と合致せず、仕入税額控除が一部受けられない事象や過剰に仕入税額控除が受けられる事象が発生する。
- ④これを避けるため、必要な対応をお願いしたい。

（参考）媒介者交付特例の条文

■消費税法施行令

（媒介者等による適格請求書等の交付の特例）

第七十条の十二 事業者（適格請求書発行事業者に限る。）が、**媒介又は取次ぎに係る業務を行う者**（適格請求書発行事業者に限る。以下 この条において「媒介者等」という。）**を介して国内において課税資産の譲渡等を行う場合において、当該媒介者等が当該課税資産の譲渡等の時までに当該事業者から登録を受けている旨の通知を受けているときは、**当該媒介者等は、当該課税資産の譲渡等を受ける他の者に対し法第五十七条の四第一項（第一号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項、同条第二項（第一号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項又は同条第三項（第一号に係る部分に限る。）の規定により記載すべき事項に代えて当該媒介者等の氏名又は名称及び法第五十七条の二第四項の登録番号を記載した当該課税資産の譲渡等に係る適格請求書、適格簡易請求書若しくは適格返還請求書（以下第七十条の十四までにおいて「適格請求書等」という。）又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録（法第五十七条の四第五項に規定する電磁的記録をいう。以下この条及び次条において同じ。）を当該事業者に代わって交付し、又は提供することができる。この場合において、当該媒介者等は、財務省令で定めるところにより、当該適格請求書等の写し又は当該電磁的記録を保存しなければならない。

- 2 法第五十七条の四第四項の規定は媒介者等が前項の規定を受けて交付した適格請求書等の記載事項に誤りがあつた場合について、同条第五項後段の規定は媒介者等が前項の規定を受けて提供した適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録として提供した事項に誤りがあつた場合について、それぞれ準用する。この場合において、同条第四項中「適格請求書発行事業者」とあるのは、「消費税法施行令第七十条の十二第一項に規定する媒介者等」と読み替えるものとする。
- 3 媒介者等が第一項の規定により同項の事業者に代わって適格請求書等を交付し、又は適格請求書等に記載すべき事項に係る電磁的記録を提供した場合には、**当該媒介者等は、速やかに当該適格請求書等の写し又は当該電磁的記録を当該事業者に対し交付し、又は提供しなければならない。**
- 4 第一項の通知を行った事業者が適格請求書発行事業者でなくなつた場合には、当該事業者は、当該通知を受けた媒介者等に対し、速やかにその旨を通知しなければならない。
- 5 前各項に定めるもののほか、媒介者等による適格請求書等の交付に関し必要な事項は、財務省令で定める。（課税仕入れ等の税額の控除に係る帳簿等の記載事項等）



消費税のインボイス制度導入に伴う 商品先物市場への影響と対応について (金融商品取引所・商品取引所)

株式会社日本取引所グループ 総合企画部
株式会社大阪取引所 市場企画部
株式会社東京商品取引所 総合業務室

2021年9月15日



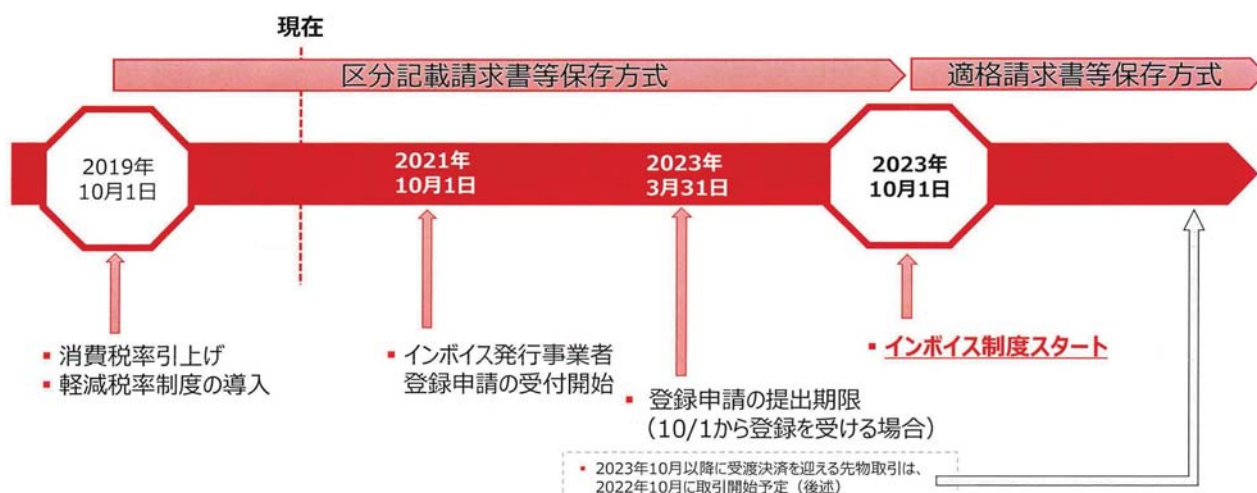
© 2021 Japan Exchange Group, Inc.

1. 適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入



●2023年10月より消費税に適格請求書等保存方式、いわゆる「**インボイス制度**」が導入される。

- 2019年10月1日より消費税率が8%から10%に引き上げられ、「酒類・外食を除く飲食料品」及び「週2回以上発行される新聞の定期購読料」については軽減税率制度が導入された（標準税率10%、軽減税率8%）
- これに伴い、複数税率のもと適正な課税を確保する観点から、全ての課税取引について2019年10月1日からは区分記載請求書等保存方式が導入された。
※区分記載請求書等保存方式：税率ごとに区分した対価の額を記載した請求書等を保存する方式。
- さらに、2023年10月1日からは「適格請求書等保存方式（いわゆるインボイス制度）」が導入される。



1. インボイス制度のポイント（従来との制度的差異）

①（買い方・仕入側）消費税の仕入税額控除にはインボイスが必須

- ✓ 仕入税額控除とは、消費税を納税する際、課税売上にかかる消費税（受け取った消費税）から課税仕入にかかる消費税（支払った消費税）を控除すること（差額での納税が可能）。
- ✓ 2023年10月以降、仕入税額控除にはインボイスの保存が必要となり、売方は取引相手からの請求があればインボイスを交付する義務を負う。

②（売り方・譲渡側）インボイスを発行できるのは「適格請求書発行事業者」に限定

- ✓ 適格請求書発行事業者になるには、税務署長に適格請求書発行事業者の登録申請を提出し登録を受ける必要があるが、**課税事業者でなければ登録できない（免税業者や消費者はインボイスを発行できない）**。

《インボイスのイメージ》

【記載事項】

- ① **適格請求書発行事業者の氏名又は名称及び登録番号**
- ② 取引年月日
- ③ 取引内容（軽減税率の対象品目である旨）
- ④ 税率ごとに区分した対価の額（税抜き又は税込み）及び**適用税率**
- ⑤ **税率ごとに区分した消費税額**
- ⑥ 書類の交付を受ける事業者の氏名又は名称

◆ 赤字は、区分請求書等保存方式から追加された記載事項

請求書

(株)〇〇 ←⑥ ①→ 〇〇〇〇(株)
登録番号XXXX-XX

2021年1月分請求金額 108,600円

月日	品名	金額
1/5	大豆※	50,000円
1/16 ←②	小豆※ ←③	20,000円
1/26	ビール	30,000円
合 計		108,600円
	消費税	8,600円

④→ 8%対象 70,000円 消費税 5,600円 ←⑤
10%対象 30,000円 消費税 3,000円

※は、軽減税率対象 ←③

2. 商品先物市場の受渡決済の現状（消費税を伴う受渡決済の種類は次頁）

- 商品先物市場では、納会日までに決済をしなかった建玉について、受渡決済（対象商品の現物（倉荷証券等）の引渡しと受渡代金の支払い）により取引を結了している。

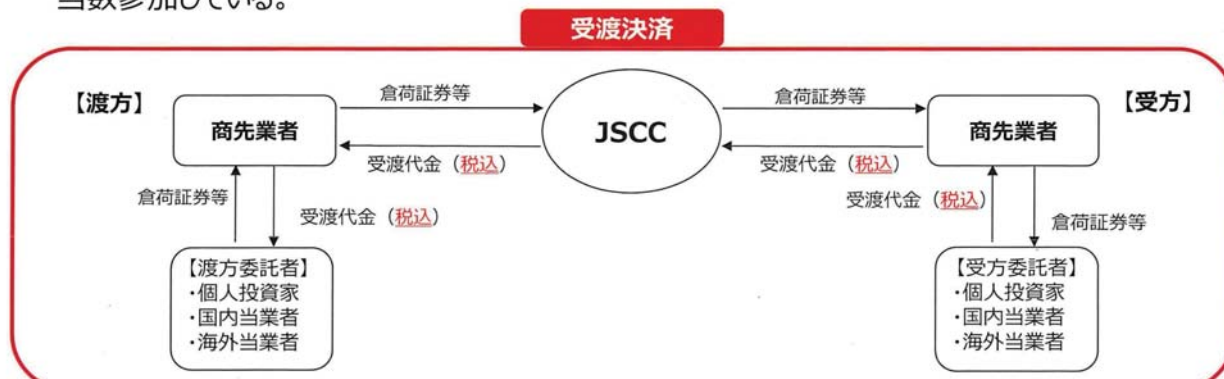
【現在】受方が渡方に支払う受渡代金には一律に消費税が加算されている（一律税込方式）。

- なお、現行税制では、受方（課税事業者）は渡方の属性に拘わらず、区分経理に対応した帳簿と区分記載請求書等を保存していれば仕入税額控除が受けられる。

【インボイス以降】適格請求書発行事業者は課税事業者に限られるため、個人投資家や海外当業者が受渡決済の渡方となってもインボイスを発行できないことが想定される。

- その場合インボイスを受け取ることができない受方は、仕入税額控除ができなくなる。

- ・ 特に、貴金属の受渡しには国内の当業者（対象商品を主原料とした物品の加工販売等を業としている者（営業性個人を含む。以下同じ。））のほか一定数の**個人投資家**が参加している。
- ・ また、RSS（天然ゴムRSS3号）の受渡しには、国内当業者のほか**海外当業者（非居住者）**が相当数参加している。



2. 商品先物市場の受渡決済の現状

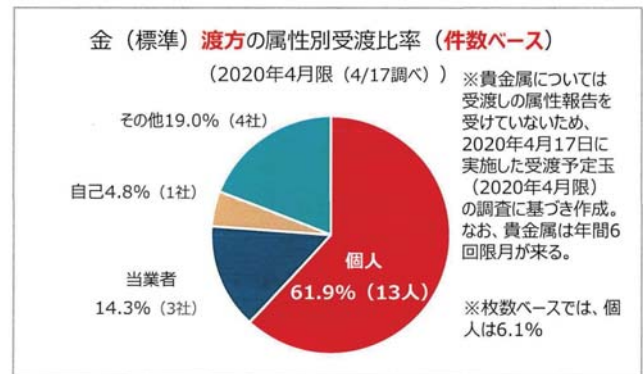
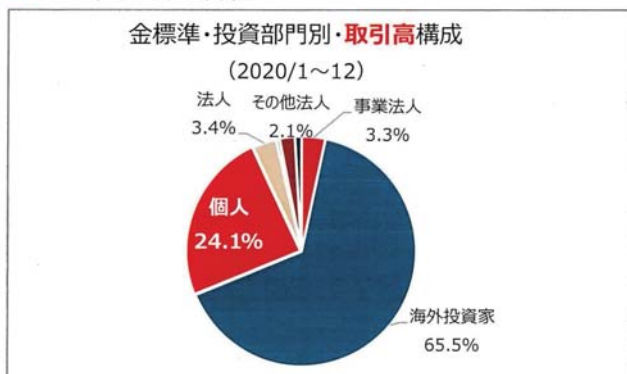
現在、OSE及びTOCOMに上場されている商品（受渡しがある商品に限る。）の受渡方法と実態は、次のとおり。

商 品	受渡場所	受渡方法	消費税	受渡し参加実態※			実態と影響	影響度合
				国内 当業	個人	海外 当業者		
貴金属	金（標準）							
	銀	国内の 指定倉庫	倉荷証券	課税	○	○	△	大
	白金（標準）							
ゴム	パラジウム							
	RSS	国内の 指定倉庫	荷渡指図書/倉 荷証券	課税	○	△	○	大
	TSR	海外（タイ）の港	船荷証券	不課税 （海外取引）	○	△	○	無
農産物	とうもろこし	国内の 指定埠頭	荷渡指図書	不課税 （国外取引）	○	△	△	無
	一般大豆	国内の 指定倉庫	倉荷証券	課税	○	△	△	小
	小豆							
エネルギー	ガソリン	国内の 製油所・油 槽所	荷渡指図書	課税	○	×	×	無
	灯油							
	軽油							

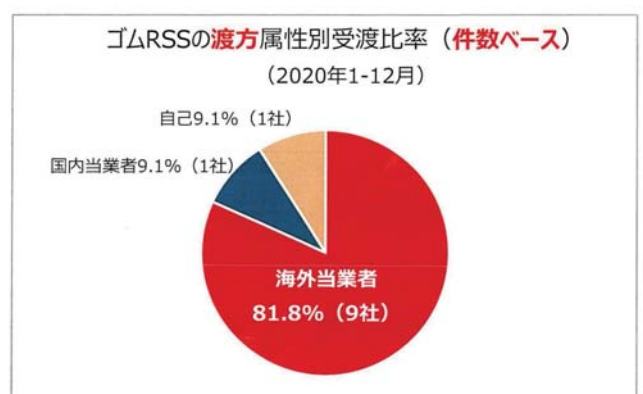
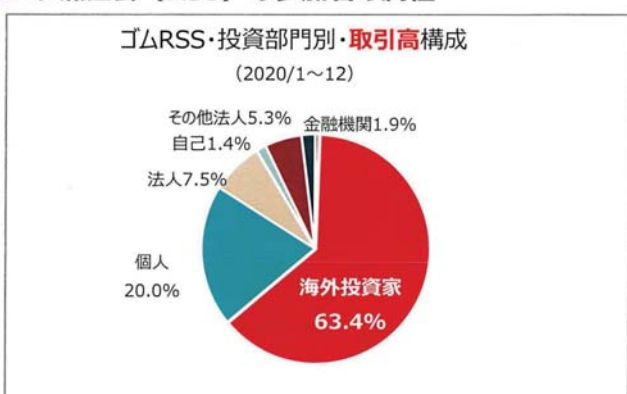
※ ○：参加実績あり、△：参加可能だが参加実績なし、×：各種制約により事実上参加不可

2. 商品先物市場の受渡決済の現状

■ 金の参加者の属性



■ 天然ゴム（RSS）の参加者の属性



3. インボイス制度による商品の受渡決済への影響

●インボイス制度は商品先物市場の受渡決済には原則どおり適用され、課税事業者である受方は仕入税額控除を受けるためにインボイスが必要になるが、他方、インボイスを発行できない渡方が存在する。

⇒インボイス制度を前提とすると、インボイス以前と同じ「一律税込方式」方式は維持困難。

渡方（消費税受取り）	インボイス	受方（消費税支払い）
適格請求書発行事業者 ⇒インボイス発行可能	→	課税事業者 (⇒仕入税額控除ができる)
非適格請求書発行事業者 (個人、海外) ⇒インボイス発行できない	×	課税事業者 (⇒仕入税額控除ができない)
		非課税事業者 (⇒仕入税額控除が不要)

インボイスなしでも消費税相当額を受け取れるとした場合（⇒受方に課題）

- 受渡決済の相手となった渡方がインボイスを発行できないためにインボイスを受け取れなかった受方は、仕入税額控除が受けられず、消費税分が「損失」となる。
- 受方の事業者等は、渡方の属性とその数量という偶然的要素で損失を被るおそれのある市場から退出する可能性が高い。

インボイスなしでは消費税相当額を受け取れないとする場合（⇒渡方に課題）

- インボイスを受け取れない受方については代金から消費税分を減額することにより損失は発生しないが、他方、消費税を受け取れない渡方（非適格事業者）からすると同じように受渡決済に参加する渡方なのに消費税を受け取れる主体と受け取れない主体がいることに抵抗があるおそれ。
- そもそも受渡決済の当事者の属性により代金が変わる制度は類がなく、実務的に複雑になる。

➡ 受渡決済ではインボイスがなくても仕入税額控除が可能な特例を設けてもらう税制改正が望ましい

4. 消費税インボイス関連の税制改正要望【～7月】

●今年度、インボイス制度の受渡決済に与えるインパクトや課題を再整理した結果、受渡決済において、現行の一律税込方式を維持し、非適格請求書発行事業者の消費税受取りを可能とする観点から、以下のような受方が仕入税額控除を可能とするための要望を行ったが、結果として、当局の理解を得られなかった。

要望案

※次頁にイメージ図

- 金融商品取引所又は商品取引所の受渡決済におけるインボイスについては、適格請求書発行事業者でない者も含め多様な投資家が匿名で参加している市場の性格に鑑み、流動性維持の観点から、従前と同様に一律の消費税相当額の授受を維持しつつ、①渡方の属性を問わず受方が仕入税額控除を受けられること、併せて、②可能な限り渡方のインボイス発行義務を免除すること。

問題となった点

① 2018年のインボイス導入に係る法改正時に決着済みの事項である

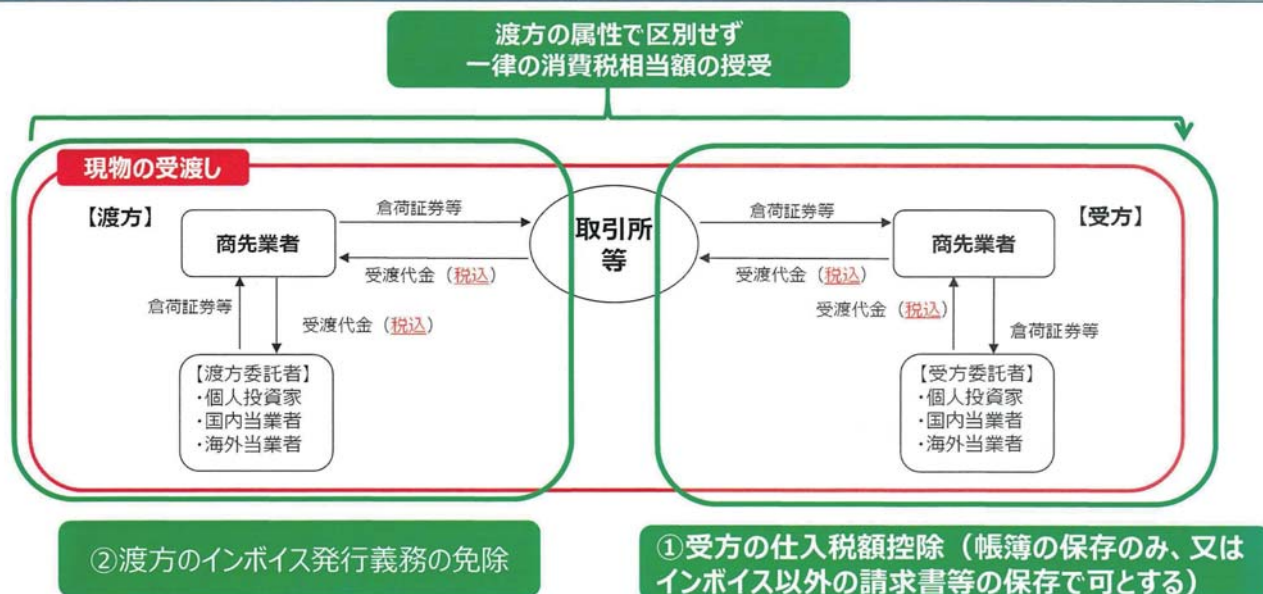
- ・当時、卸売市場、農産物販売委託業者を対象にした特例と同様の措置を要望していたが、商品市場と卸売市場は類似していない（前者はトレース可能）として措置は難しいとの回答。
- ・要望側も税制改正以外の取引所側での対応を念頭に、以降要望していない。

② 益税容認となる形の要望には賛同できない

- ・インボイス制度の趣旨に反し、非適格請求書発行事業者の消費税受け取りを推奨する要望

要望案まとめ

- 金融商品取引所又は商品取引所の受渡決済におけるインボイスについては、適格請求書発行事業者でない者も含め多様な投資家が匿名で参加している市場の性格に鑑み、流動性維持の観点から、従前と同様に一律の消費税相当額の授受を維持しつつ、①渡方の属性を問わず受方が仕入税額控除を受けられること、併せて、②可能な限り渡方のインボイス発行義務を免除すること。



4. 消費税インボイス関連の税制改正要望【8月～】

- 当局の姿勢等を踏まえると、受渡決済におけるインボイスの授受は不可避であると考えられることから、それを前提に、円滑なインボイス対応の観点から、以下のとおり対応方針とした。

制度	受渡決済において消費税の授受を行う取引については、受渡決済に参加する渡方にインボイス添付の義務を課し、これにより、非適格請求書発行事業者（個人投資家、非居住者）が渡方になることを制度的に回避
税制改正要望	インボイス不要という前述の税制要望を断念、インボイス授受を前提としつつ匿名性維持など取引所の特性に配慮した形の運用の確保に重点を置くこととし、そうした運用が現行法下で可能か否か、金融庁から国税庁に確認していく方向で検討することとした。

インボイス授受を前提とした運用案【取引所/清算機関がインボイス発行】（8月～）

- ✓ 匿名性維持のための渡方・受方間の情報遮断、取引参加者が自己取引の場合の対応を考慮して、渡方に代わって、取引所又は清算機関が「媒介者」としてインボイス発行するスキームを提案
- ✓ 併せて、渡方と受方のそれぞれにおける消費税額の計算方式を受け渡し代金ベースに統一する旨も提案
⇒金融庁も概ねこの方向で庁内外の調整をしていく。経産省、農水省も金融庁の方針を了承。

<今後の進め方>

- ・10月以降、年内目途で、国税庁に照会。もし、法令改正が必要となった場合は、来年度の税制改正要望に入れつつ、経過措置を要望していく。

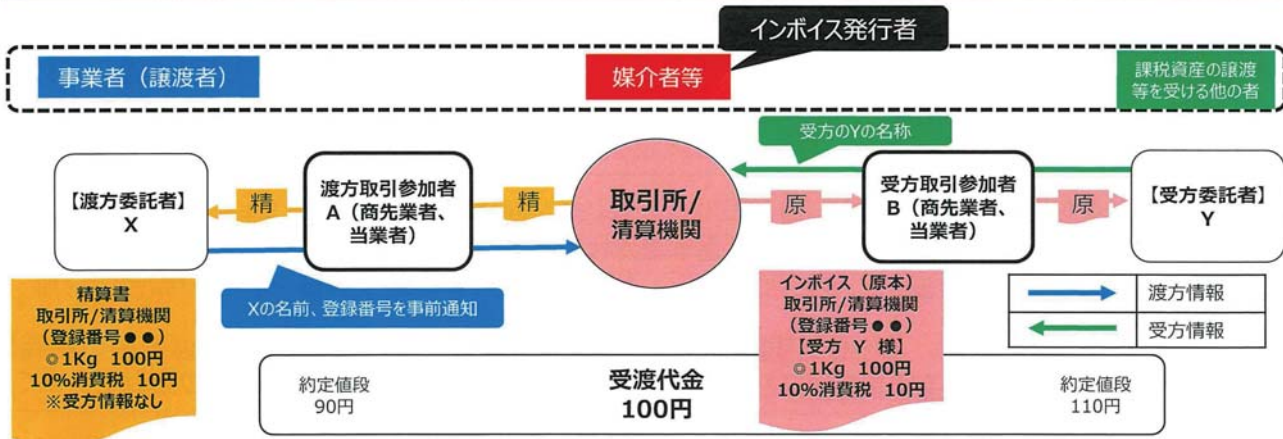
<証券業界・商品先物業界からの税制改正要望への記載>

要望の経緯や上記進め方を踏まえ、「金融商品取引所又は商品取引所の受渡決済について、円滑なインボイス制度の導入の観点から、取引所取引の特性を踏まえた運用に関する取扱いの明確化をお願いしたい」との記載とする（金融庁了解済）

【参考】取引所/清算機関がインボイスを発行するスキーム（現案）

- 2023年10月のインボイス制度実施に合わせ、商品先物（商品関連市場デリバティブ取引・商品市場取引。以下「取引所市場」と総称する。）の受渡決済においても、消費税の引渡しには新たにインボイス発行を要する旨の対応を予定している。この際に、取引所市場において取引・受渡決済の当事者を明らかにしないという取引所市場の特性を考慮し、以下の運用を行うこととしたい。

- ①：媒介者交付特例（消費税法施行令第70条の12）を適用し、取引所/清算機関が、同特例の「事業者」である渡方（顧客/取引参加者の自己）に代わり、取引所/清算機関が「媒介者等」として受方（顧客/取引参加者の自己）に対して取引所/清算機関名義のインボイスを交付・提供したい。
- ②：媒介者交付特例で媒介者等から事業者へ交付等が求められるインボイスの写しについて、これに代えて受方情報の記載を省略した精算書の交付等としたい。
- ③：授受するインボイスと個々の受方及び渡方における消費税額の算出方式を一致させる観点から、受渡決済においては一律、個々の約定代金ベースは認めず、受渡代金ベースに統一していただけないか。



5. 検討中の商品市場制度改革

インボイス対応の税制面での運用については、金融庁が国税庁と折衝する予定であるが、取引所においても制度の改正が必要と考えている（金融庁市場課にも一部頭出し済み）

- 現行の受渡し（消費税が不課税の商品は除く。）では、受渡代金に消費税を一律に加算する、所謂「**一律税込方式**」を採用しているため、渡方が非適格請求書発行事業者の場合、受方（課税事業者）はインボイスを受領できず、仕入税額控除が受けられなくなることから、次の対応案を検討する。

対応案：受渡決済において消費税の授受を行う取引については、受渡決済に参加する渡方にインボイス添付の義務を課し、これにより、非適格請求書発行事業者（個人投資家、非居住者）が渡方になることを制度的に回避。貴金属については追加的にインボイスの特例を活用するスキームも考えられる。

- ✓ 受渡決済に参加する人は一律に消費税を授受するため、結果的に現行の「一律税込方式」と同じであり、システム改修や業務面で、商先業者への影響は軽微と考えられる。
- ✓ インボイスを発行できない非適格請求書発行事業者の建玉については、現行の決済方法にかかる顧客の指示がない場合の特則等によって、**納会日までに処分**することが可能。

決済方法にかかる顧客の指示がない場合の特則による対応

- 委託者が指示日（貴金属の場合、納会月の15日）に**決済方法を指示しない**ときは、当該日以降の立会において建玉を処分することができる。（大阪取引所受託契約準則第16条の5第2項）
- 委託者からの指示があった場合
 - ・ 当該指示が取引参加者が定める**決済方法と異なる**ときは、建玉を処分することができる。（受託契約準則第16条の5第2項）
 - ・ 取引参加者が余裕をもって指定した日時までに**倉荷証券又は総取引代金を差し入れない**ときは、当該日以降の立会において建玉を処分することができる。（受託契約準則第16条の6第2項）

6. 対応スケジュール

■ 対応スケジュール

消費税のインボイス制度が導入される2023年10月以降の受渡しから対応が必要になるため、2023年10月限が新甫発会となる（＝2023年10月受渡決済の取引が開始する）2022年10月までに、対応方針を決定のうえ周知を完了しておく必要がある。

「2023年10月限の新甫発会」

商品	2022年						2023年											
	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12
RSS				★	①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫		
貴金属				★		①		②		③		④		⑤		⑥		
大豆				★		①		②		③		④		⑤		⑥		
小豆										★	①	②	③	④	⑤	⑥		
石油製品									★		①	②	③	④	⑤	⑥		

★は、新甫発会月

➤ 上記商品の2023年10月限の新甫発会日は次のとおり。

RSS：2022年10月26日(連続12限月制)
 貴金属：2022年10月27日(偶数月6限月制)
 大豆：2022年10月17日(偶数月6限月制)
 小豆：2023年4月26日(連続6限月制)
 石油製品：2023年3月27日(連続6限月制)

資料1：消費税の概要

■ 消費税とは

消費税は、商品・製品の販売やサービスの提供などの取引に対して広く公平に課税される税で、最終的に消費者が負担し、納税義務者である事業者が納付するものであるが、生産、流通などの各取引段階で二重三重に税がかかることのないよう、税が累積しない仕組み（仕入税額控除）が採られている。

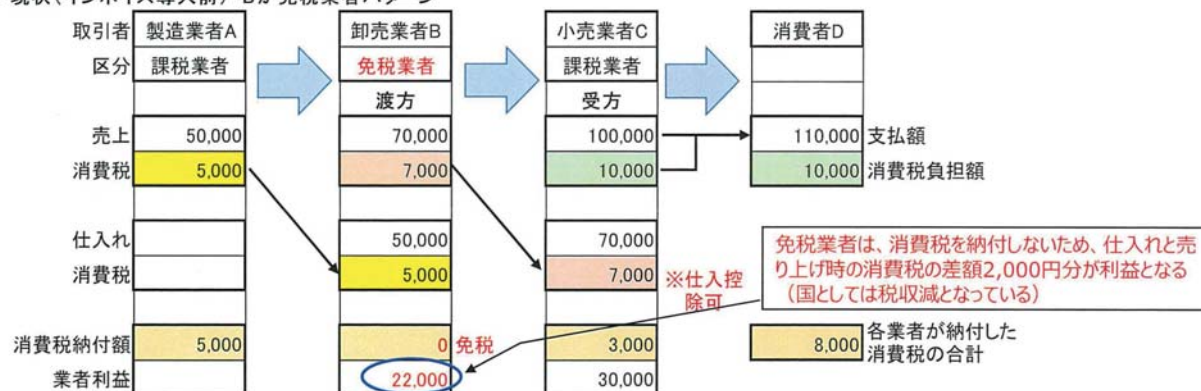
■ 消費税の計算の仕方

消費税は、課税売上に係る消費税額から、課税仕入れ等に係る消費税額を控除（仕入税額控除）して計算する。

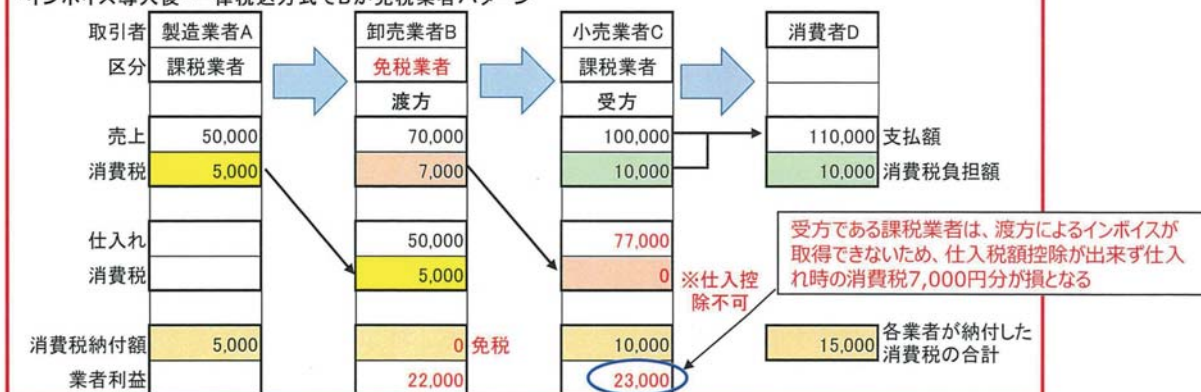


資料 2 : インボイス制度の導入前後における消費税の納付額

・現状（インボイス導入前）・Bが免税業者パターン



・インボイス導入後・一律税込方式でBが免税業者パターン



同一商品限月間及び異商品間相関係数一覧（測定期間：2019年4月1日～2021年3月31日）

穀物グループ									
商品市場	農産物								
	大豆			小麦			雑穀		
取引所	大豆			小麦			雑穀		
	とうもろこし	一般大豆	小豆	とうもろこし	一般大豆	小豆	とうもろこし	一般大豆	小豆
大豆	0.8633	-0.0722	-0.3513	0.8633	-0.0722	-0.3513	0.8633	-0.0722	-0.3513
	0.1933	0.3406	0.3434	0.1933	0.3406	0.3434	0.1933	0.3406	0.3434
	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590
小麦	0.8633	0.3406	0.3434	0.8633	0.3406	0.3434	0.8633	0.3406	0.3434
	0.1933	0.3406	0.3434	0.1933	0.3406	0.3434	0.1933	0.3406	0.3434
	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590
雑穀	0.8633	0.3406	0.3434	0.8633	0.3406	0.3434	0.8633	0.3406	0.3434
	0.1933	0.3406	0.3434	0.1933	0.3406	0.3434	0.1933	0.3406	0.3434
	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590	0.8590

石油グループ									
商品市場	石油								
	原油								
取引所	原油								
	原油	原油	原油	原油	原油	原油	原油	原油	原油
原油	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827
	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849
	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979
原油	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827
	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849
	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979
原油	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827	0.9827
	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849	0.9849
	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979	0.9979

貴金属グループ									
商品市場	貴金属								
	貴金属								
取引所	貴金属								
	貴金属	貴金属	貴金属	貴金属	貴金属	貴金属	貴金属	貴金属	貴金属
貴金属	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931
	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954
	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991
貴金属	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931	0.9931
	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954	0.9954
	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991	0.9991

ゴムグループ									
商品市場	ゴム								
	ゴム								
取引所	ゴム								
	ゴム	ゴム	ゴム	ゴム	ゴム	ゴム	ゴム	ゴム	ゴム
ゴム	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546
	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597
	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854
ゴム	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546	0.9546
	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597	0.9597
	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854	0.9854

- ※1. 本一覽表においては、株式会社大阪取引所の略称である「大阪取」、株式会社東京商品取引所の略称である「東京取」及び株式会社大阪堂島商品取引所の略称である「堂島取」を用いて記載している。
- ※2. 相関係数の算出にあたり、測定対象期間中に価格の変動がなかった場合等の理由により、同一商品限月間の相関係数及び他の商品との相関係数が測定不能の場合には「#DIV/0!」にて記載している。
- ※3. 純資産額増減比率における市場リスク相当額を算出する際に、金リスク（金及び金の派生商品並びに金のオフ・バランスに係るポジションの価格の変動により発生し得る危険）については、相関係数を利用しリスク相殺を行うことができないことから記載していない。
- ※4. 測定対象期間の途中で新増上場された商品については、本一覽表に記載していない。

リスク値計算シートの修正履歴

日本商品先物振興協会

【2021 年 4 月 22 日】
リスク値計算シートv39.0を掲載

- ・相関係数の年次更新を施した。
- ・各商品の取扱取引所を実態に合わせて変更した。(例：東京金⇒大阪取 金)
- ・堂島取のCOM関連銘柄を追加掲載した。
- ・TOCOMの石油スワップ取引、堂島取の水産物先物を削除した。

【2020 年 5 月 8 日】
リスク値計算シートv38.0を掲載

- ・相関係数の更新に伴い当該商品を追加した。

【2019 年 9 月 18 日】
リスク値計算シートv37.0を掲載

- ・電力先物取引の開始に伴い当該商品を追加した。

【2019 年 5 月 8 日】
リスク値計算シートv36.1を掲載

- ・東京とうもろこしのネットリスク値の計算式に誤謬があったため、これを修正した。
訂正したセル：⑥穀物 G のシート、K6～同 11

【2019 年 4 月 22 日】
リスク値計算シートv36.0を掲載

- ・JICCHから新たな相関係数が公表されることに伴う所要の変更を行った。

令和3年4月22日

会 員 各 位

日本商品先物振興協会

純資産額規制比率の市場リスク相当額
(商品市場における取引に係るもの) 計算用ファイルの更新のお知らせ

日本証券クリアリング機構から新しい相関係数の結果が届けられました。
これに対応して、リスク相当額計算シートに所要の変更を施しましたので、
その旨ご案内いたします。

本ファイルは国内の商品取引所における取引（オプションを除く）に係る市場リスク相当額を計算するためのものです。計算は省令の規定に沿って行われていれば、必ずしも本ファイルを使用する必要はありません。

以上

〔資料 7〕 調査研究事業関係資料

アンケートの回答用紙

お手数ですが、下記のアンケートに御協力ください。

1. 貴社は、商品関連市場デリバティブ取引及び商品市場における受渡決済に係る消費税の課税標準の額として、別添資料に掲げる約定代金を基に計算する「原則方式」と受渡代金を基に計算する「例外方式」のいずれを採用されていますでしょうか。

原則方式（貴金属・ゴム・農産物・エネルギー・中京石油）
例外方式（貴金属・ゴム・農産物・エネルギー・中京石油）

※該当する商品に丸をしてください。

2. インボイス制度が導入されるにあたり、当社では、売手・買手の匿名性維持等の観点から、消費税法に定められた媒介者交付特例の制度を適用して取引所等がインボイスを交付するとともに、当該インボイスには受渡代金を基礎とした対価の額等を記載する（受渡代金を課税標準とする）方向で税務当局と調整しております。

i) 取引所等が売手に代わってインボイスを発行する媒介者交付特例の制度を適用することについて、ご意見はありますか。

ii) インボイスに受渡代金を基礎とした対価の額等を記載すること（受渡代金を課税標準とすること）について、ご意見はありますか。

令和3年11月8日

会員 御中

日本商品先物振興協会

消費税に係わるアンケート調査についての事前説明会について

平素は、本会の運営に格別のご理解とご協力を賜りありがとうございます。
さて、2023年10月より、改正消費税法に則って適格請求書等保存方式（いわゆる「インボイス制度」）が導入されることとなります。これに関連して、東京商
品取引所と大阪取引所では、商品先物取引業者及び金融商品取引業者の商品の
受渡サービスを提供されている皆様とその顧客の当業者を対象として、アンケ
ート調査を実施する意向であると伺っております。

つきましては、本会会員の実務担当者にお集まりいただき、下記の要領で当該
アンケート調査に係る事前説明会を実施することとなりました。

ご多用のところ、誠に恐れ入りますが、ご参加くださいますようお願い
いたします。

記

開催日時 令和3年11月11日 15時～16時
開催方法 リモート会議方式
議 題 インボイス制度導入に伴う受渡制度に係るアンケートについて

【本件に係る照会先】

- ①日本商品先物振興協会 03-3664-5731
- ②株式会社大阪取引所 市場企画部 050-3377-8636
- ③株式会社東京商品取引所 総合業務室 市場企画担当 050-3361-1529

以 上



商品取引所を通じた受渡しに係る消費税 についてのアンケートのお願い

株式会社大阪取引所 市場企画部
株式会社東京商品取引所 総合業務室

2021年11月



© 2021 Japan Exchange Group, Inc.

3. 現在、消費税額の計算方法については、下記の国税庁のホームページにおいて方針が示されています。仮に商品関連市場デリバティブ取引及び商品市場における受渡決済において、消費税額の計算方法が受渡代金を基に計算する方法に統一されることとなった場合、関係者への周知のため、いつまでに、どのような実務対応がなされることが望ましいでしょうか。

(ご参考、国税庁のHP)

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shohi/14/11.htm>

<例> JPX からの文書による告知、説明会の開催など。

4. その他、何かご意見等がありましたらご記載ください。

貴社名
担当部署
担当者名
e-mail

ご協力ありがとうございました。

先物取引における受渡しに係る消費税の処理について

- インボイス制度下において、「約定価格に受渡価格を基に計算される消費税相当額を加えた額を消費税率で割り戻した額」として消費税を申告するにあたっての課題

- 消費税の計算において、先物取引では、売手と買手の約定のタイミングが異なることで約定値段が一致しない事象が発生。その場合は、原則的な消費税の計算方法によれば、申告すべき消費税額が売手と買手で異なることとなる。その結果、買手において**仕入れ税額控除が一部受けられない事象や過剰に仕入れ税額控除が受けられる事象が発生する。**

＜インボイス制度下での売手と買手と消費税額が不一致となる例＞

90円で先物で売約定が成立した売手と、110円で買約定が成立した買手が、受渡値段100円で受渡しを行うケース

・申告すべき消費税額：原則的計算方法

売手：（約定価格90円＋受取った消費税相当額10円）×10/110
＝9.09円（売り方のインボイス発行価額＝買手の仕入れ税額控除可能額）

買手：（約定価格110円＋支払った消費税相当額10円）×10/110
＝10.9円（≠売り方のインボイス発行価額9.09円＝買手の仕入れ税額控除可能額）

＜解決案＞取引所又は清算機関がインボイスを発行する際には、**受渡代金そのものをもとに計算した消費税額をインボイスに記載して発行する方法を採用する**方向で、税務当局と調整中

先物取引における受渡しに係る消費税申告について

- 先物取引における受渡しに係る消費税の処理についてのこれまでの流れ

- 1989年：消費税導入時に、旧全国商品取引所連合会が発した業界向け通知文書で「**受渡代金**」を課税標準として消費税を計算する旨が言及された（当該文書は農林水産省と旧通商産業省が監修した「行政事例集」にも収録されている）。
- 1996年：消費税法の逐条解説において、商品先物取引の消費税の課税標準額は「**約定代金**」である旨の解釈がなされた。
1996年までに開設されていた商品市場（**貴金属、ゴム、農産物**）については、「**受渡代金**」をもとに消費税を申告していたものの、それ以降に上場された**石油市場**については、「**約定代金**」をもとに消費税の申告を行う当事者が現れるようになってきた。
- 2014年：売手の消費税の課税標準、買手の課税仕入れに係る支払対価の額の計算方法について、先物取引の特殊性にかんがみ、例外が認められた。

原則

売手の消費税の課税標準

（約定代金＋受渡代金を課税標準として算出される消費税相当額）×100/110

買手の課税仕入れに係る支払対価

約定代金＋受渡代金を課税標準として算出される消費税相当額

例外

売手の消費税の課税標準

受渡代金

買手の課税仕入れに係る支払対価

受渡代金

この解釈については国税庁のHPで公開されている。

<https://www.nta.go.jp/law/joho-zeikaishaku/shohi/14/11.htm>

2023年10月より、消費税制度に適格請求書等保存方式、いわゆる「**インボイス制度**」が導入されることとなる。

■ 先物取引における受渡しに係る消費税の処理について



■ お願い

ご回答を別紙「アンケート用紙」に記入の上、下記まで返送をお願いいたします。お忙しいところ恐れ入りますが、よろしくお願いいたします。

<お問い合わせ先・アンケート返送先>

大阪取引所 市場企画部

電話050-3377-8636

東京商品取引所 総合業務室市場企画担当

電話050-3361-1529 e-mail: tocom_mp@jpx.co.jp

令和3年8月18日

会員代表者各位

日本商品先物振興協会
会長 多々良 實 夫

金融所得課税の一体化に関するアンケート調査

拝啓 時下ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

また、平素より本会の運営に格別のご高配を賜っておりますことに感謝申し上げます。

さて、本会では従来より金融所得税一体化の対象範囲に商品先物取引を含むデリバティブ取引を加え、株式現物取引等（以下「上場株式等」といいます。）との損益通算を可能とすることを内容とする所得税法の改正を関係諸機関と連携しながら要望してまいりました。

これに対して、昨年12月に政権与党から公表された「令和3年度税制改正大綱」では、本件について継続検討課題と整理され、以下の文言が示されたところ です。

「デリバティブを含む金融所得課税の更なる一体化については、総合取引所における個人投資家の取引状況等も踏まえつつ、投資家が多様な金融商品に投資しやすい環境を整備する観点から時価評価課税の有効性や課題を始めとして多様なスキームによる意図的な租税回避行為を防止するための実効性ある具体的方策を含め、関係者の理解を得つつ、早期に検討する。」

上記の通り、税当局からはデリバティブ取引と上場株式等との損益通算を認めた場合、デリバティブ取引を利用した租税回避行為が行われることが懸念され、これを防止するための方策が必要、その一つとしてデリバティブ取引に係る時価評価課税の導入検討が示されているところです。

本件については、会員の皆様のご意見を伺いながら対処することが必要と考え、今般別紙の通りアンケート調査を実施することといたしました。
ご多用の折、突然のお願いで大変恐縮ですが、別紙調査票に所要の事項をご記入の上、回答期限までに返信していただきますようお願い申し上げます。

敬具

回答期限：令和3年8月24日（火）
提出方法：jcfia@jcfia.gr.jp まで本票を添付して送信（件名：税制アンケート）

金融所得課税の一体化の対象範囲拡大に係るアンケート調査票

1. 時価評価課税について

株式現物取引等（以下、「上場株式等」といいます。）に係る所得とデリバティブ取引（商品先物、有価証券先物、金融先物その他）に係る所得を損益通算する場合の租税回避行為防止策として、現在、デリバティブ取引については、時価評価課税、すなわち年間の実現損益に年末の評価損益を合算した損益を課税対象とする案が検討されています。

時価評価課税が導入された場合、当該取引を取扱う市場仲介業者（商品先物取引業者、証券会社、FX会社その他）は顧客の年末の評価損益を把握し当該額を顧客に通知すること、また現在、所轄の税務署に対して提出する「先物取引に関する支払調書」について、今後は年末の時価評価額を記載する等相応の対応が求められることとなります。

問1 時価評価課税の導入について

上記説明を踏まえて時価評価課税の導入について、どのようにお考えですか？ 以下の選択肢の中から最も近いものを一つ選択するとともに、その理由を記入してください。

- ☐ ① 時価評価課税を受け入れてでも、商品先物取引は上場株式等との損益通算ができるようにするべきである。
- ☐ ② 時価評価課税導入が必須なら、商品先物取引は上場株式等と損益通算ができなくても構わない。

理由

ここをクリックしてテキストを入力してください。

問2 時価評価課税の適用対象者について

本件に関しては主に以下の2案が考えられるところですが、いずれが好ましいとお考えですか？ 以下の選択肢の中から最も近いものを一つ選択するとともに、その理由を記入してください。

- ☐ 1. 一律適用

時価評価課税の適用対象とされたデリバティブ取引をその年に行った委託者については一律強制的に時価評価課税が適用される。時価評

価課税が適用されたデリバティブ取引については上場株式等との損益通算が可能となる。

□ 2. 選択適用（事前届出制）

前年末まで等一定の時期までに時価評価の届出をした委託者については「時価評価課税＋上場株式等との損益通算可」、それ以外の者については「実現損益課税＋上場株式等との損益通算不可」とする。この場合は、同じデリバティブ取引を行っていても、顧客の選択次第で、課税態様が異なることとなる。

理由

ここをクリックしてテキストを入力してください。

2. 有価証券先物取引を先行させることについて

現在、上場株式等と損益通算するデリバティブ取引として、有価証券先物取引（例：日経225先物取引、TOPIX先物、くりっく株365その他）を先行させる案が検討されています。

この案は、有価証券先物取引については、（一律強制／選択制等の適用方法に関する議論はあるものの）、時価評価課税とした上で上場株式等との損益通算を可能とする一方で、商品先物取引を含む有価証券先物取引以外のデリバティブ取引については、従来通り「実現損益課税＋上場株式等との損益通算不可」というものです。

この場合、有価証券先物取引は商品先物取引を含むその他のデリバティブ取引との損益通算ができなくなるものと考えられます。

本案が実現した場合、商品先物取引については、先行的に損益通算が可能となった（それと同時に時価評価課税となった）有価証券先物取引の取引状況、事業者の各種負担の状況を見ながら、上場株式等との損益通算を求めていくかを検討していくこととなります。

なお、事後に合流する場合、先行的に損益通算可とされた有価証券先物取引に適用される制度（例：時価評価課税の一律適用／選択適用）と同様の制度となることが想定されます。

これらのことを踏まえて、以下の問いにお答えください。

問3 有価証券先物取引の先行について

有価証券先物取引を先行的に上場株式等と損益通算できるようにすることについてどのようにお考えですか？以下の選択肢の中から最も近いものの一つを選択するとともに、お答えの趣旨を記入欄に記入してください。

- ① 異存はない。
- ② 商品先物が事後的に損益通算対象グループに合流するときに、時価評価課税が適用されることが懸念される。
- ③ 従来、他のデリバティブ取引との損益通算が可能であった有価証券先物取引について、これが不可能となることで顧客の利便性が損なわれることが懸念される。
- ④ その他

お答えの趣旨

ここをクリックしてテキストを入力してください。

問4 お取扱商品について

以下の表中で貴社において取扱されているものに○を付してください。

上場株式等	商品先物取引等	金融商品先物取引等
株式現物・信用取引等	TOCOM 石油	OSE 貴金属・ゴム
取扱っている場合○を付す	取扱っている場合○を付す	取扱っている場合○を付す
		日経 225 先物、TOPIX 先物、くりっく株 365
		店頭 FX、くりっく 365
		取扱っている場合○を付す

以上

金融所得課税の一体化に関するアンケート調査
集計表（中間集計）

令和3年8月25日
日本商品先物振興協会

1. 実施期間、調査対象者

- (1) 実施期間 令和3年8月17日～同月24日
(2) 調査対象者 本会会員である商先業者 19 社
(3) 回答提出社 15 社（うち8社：有価証券市場デリバの取扱いなし）

2. 回答の状況

問1 時価評価課税の導入について

① 時価評価課税を受け入れ ても、商品先物取引は上 場株式等との損益通算がで きるようにするべきであ る。	有価証券あり 7 社	なし 4 社	② 時価評価税導入が必須な ら、商品先物取引は上場株 式等と損益通算ができなく ても構わない。	合計
	有価証券あり	なし		
	1 社	4 社		
11 社			5 社	16 社

1社が①と②の両方を選択したため、回答数は提出社数より1多くなっている。

①時価評価受入れ+損益通算実現とした社の回答理由

(1)有価証券先物取引を取扱っている社の回答

- ・ 税務当局の懸念事項が解消されないと損益通算が認められないため。
- ・ 総合取引所構想のもと貴金属等が大阪取引所に移管し、さらに同取引所や東京金融取引所がエネルギー関連デリバティブの取扱いを計画するなど、商品先物取引が存在意義そのものが問われている。金融関連デリバティブについては時価評価課税を受け入れて損益通算が可能となる方向にある状況下で、税務上の扱いままで異質なままでは、僅かに残された生き残りの可能性さえ消失しかねない。
- ・ 商品先物取引のみ時価評価課税が出来ない事になると、デリバティブ取引として税制上の取扱いに差異が発生し、個人投資家の手続きが煩雑になる事が懸念される。
- ・ 総合取引所が稼働し、先物や白金先物など是大阪取引所で取引されるようになつたにもかかわらず、税制では上場株式等と差別され、損益通

- 1 -

算ができないのはおかしい。

- ・くりっく365、くりっく株365について時価評価課税（で上場株式と損益通算可能）となるのであれば、同じタイミングで商品先物についても導入して欲しい。デリバティブ取引における雑所得における内部通算（証券先物、FX、商品）は継続的に行えることが重要。

(2)有価証券先物取引を取扱っていない社の回答

- ・金融所得課税の一体化が目的であり、長期的観点で考えた場合、有価証券先物取引が先行導入の検討がされているのであれば、同様に進めるべきである。
- ・顧客の利便性の観点から有益と思われる為。
- ・時価評価によって課税されると、短期的に、実現益が生じていないにもかかわらず対象となる年の取引について課税されるとの不都合が生じるが、これが経年によって平準化されることを前提において、また、現行のデリバティブにおける損益通算の範囲を狭めないとの前提においては、時価評価もやむを得ない。
- ・時価評価課税が導入されても、損益通算できる金融商品等の範囲が広がるため、顧客の利便性が向上する。

②時価評価拒否+損益通算放棄とした社の回答理由

(いずれも有価証券市場デリバの取扱無し)

- ・キャッシュフローがないところに課税が生じてしまうことを懸念。
- ・商品先物の個人投資家にとっては増税となりデメリットが多い。縮小している市場環境が投資家離れによって更に悪化する懸念がある。
- ・顧客側の手続きが煩雑化する懸念がある。
- ・選択適用で損益通算もできるといふのが理想だが、時価評価でないと通算できないのであれば、市場活性化の効果としては微妙だと考える。

問2 時価評価課税の導入について

① 一律適用	② 選沢適用 (事前届出等)		合計
有価証券あり	なし	なし	
5 社	3 社	2 社	
8 社		7 社	15 社

①一律適用とすぐきと回答した社の回答理由

(いずれも有価証券市場デリバの取扱あり)

- ・選択適用では煩雑すぎず申告納税が進まない。簡素にするべき。
- ・選択肢はあった方が良いという意見もあると思うが、課税上の扱いの差が投資行動に歪みを及ぼす可能性がある（例えば前年末近くに大きく

-2-

な含み益があり「実現損益課税＋損益通算不可」を選択した結果、当年の投資行動に実現損益重視のバイアスがかかってしまうなど）ことも考慮すると、一律適用が望ましい。

- 顧客の選択で課税態様が異なると、顧客管理が複雑になる。
- 選択性とする、以下の問題がある。

- (1) お客様からのクレーム
事後的に届出をしておけばよかった・失敗した、事後的に届出をキャンセルしてくれ、書面等でのアナウンスをおこなったにもかかわらず、説明がなかった
etc
- (2) 金融業者における管理体制の構築のコスト増

②選択適用とすべきと回答した社の回答理由

(1)有価証券先物取引を取扱っている社の回答

- 必ずしも個人投資家全てが時価評価課税を望んでいるとは限らないことや、評価益に対する納税額の調達と言う観点からも選択制が望ましいのではないかとと思われる。また、一律適用の場合には、限日取引など期日が無い商品取引の商品性のメリットが損なわれると考えられる。
- 一律適用とした場合には、上場株式等との時価評価での損益通算を望まない顧客に望まないことが強制されることにより、顧客の利益に反するから。

(2)有価証券先物取引を取扱っていない社の回答

- 委託者の投資状況によってメリットはそれぞれ変わってくるので選択肢があった方が良い。
- 社内の管理方法については一律管理する方が望ましいと考えるが、一律・選択双方のメリット・デメリットを考慮したうえで顧客自身にて選択してもらう形が好ましいのではないかと。
- デリバティブのうちレバレッジが大きいものは、年末など税金の計算区域の最終時期に一時的な値動きで大きく時価評価が変わる可能性があり、納税資金の予定が立ちづらいため、年末の新規取引や、ポジションの維持を怠避するお客様が出る可能性があるため、選択できるよりにしていただきたい。
- 顧客には様々なニーズがあるので、課税方式に選択肢を設けることで対応するべき。

問3 有価証券先物取引の先行について

① 異存なし	② 事後合流時の時価評価を懸念			③ デリバパ分断による顧客利便性低下を懸念			合計
	有デあり	なし	有デあり	なし	有デあり	なし	
	0 社	3 社	0 社	2 社	7 社	3 社	
	3 社			2 社			15 社

①異存なしと回答した社の回答理由（有価証券市場デリバの取扱無し）

- 同じ市場デリバティブというカテゴリーと考えれば、いずれ有価証券先物取引と商品先物は整合性を取る必要がある。
- 将来的に商品デリバティブ取引も時価評価課税が適用され、上場株式等や有価証券先物取引との損益通算が可能となるのであれば異存はない。

②事後合流時の時価評価懸念を表明した社（有価証券市場デリバの取扱無し）

- 事後合流の商品先物も同様の扱いをされる可能性が高く、一律適用反対の立場からは懸念となる。

③デリバ分断による顧客利便性低下を懸念と回答した社の回答理由

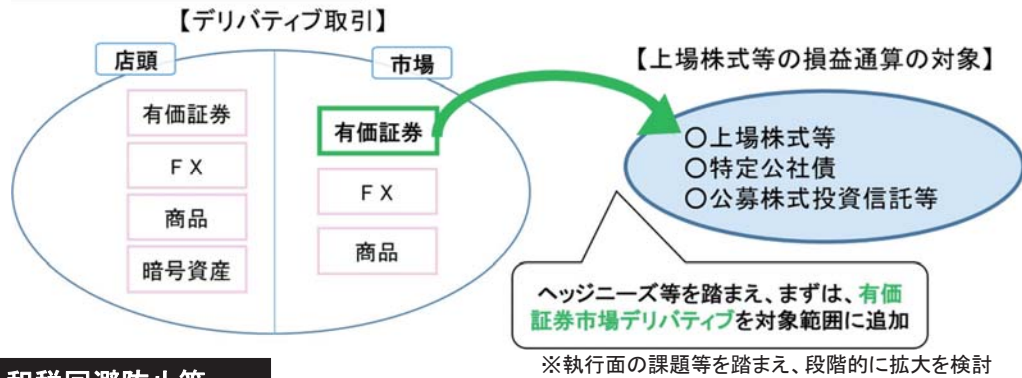
(1)有価証券先物取引を取扱っている社の回答

- 有価証券先物取引が先行されれば、税務の連続性が損なわれる。商品先物、FX取引が阻害される。不公平税制である。
- 一部の先物取引のみを先行させる必要性・必然性が分らない。市場育成のためにも投資家の便宜を図るべきであり、商品先物取引やFX取引も有価証券先物取引と同じ損益通算対象グループとして、同じタイミングで取り扱うことが望ましい。
- 確定申告による損益通算方法のみとすれば、有価証券先物取引だけでなく商品先物取引も合わせた損益通算とする事も実務上可能だと思われる。
- 現状、かなりの数の委託者が有価証券先物取引と商品先物取引の損益通算を利用している。それができなくなると、相当のクレームが寄せられると予想される。商品先物市場への参加意欲が減退する可能性もある。
- 損益通算の範囲を拡大し、投資家の利便性を高め、家計の資産形成を進めることを目標に金融所得課税一体化を進める中で、デリバティブの損益通算の範囲が、商品・株・為替の、国内市場および店頭デリバティブに拡大されてきた。ここで、有価証券市場デリバティブのみを上場株式等と損益通算可能にすることは、デリバティブ投資家において損益通算の範囲が縮小することになり、投資家利便性を損なう。

デリバティブ取引に係る損益通算範囲の拡大について

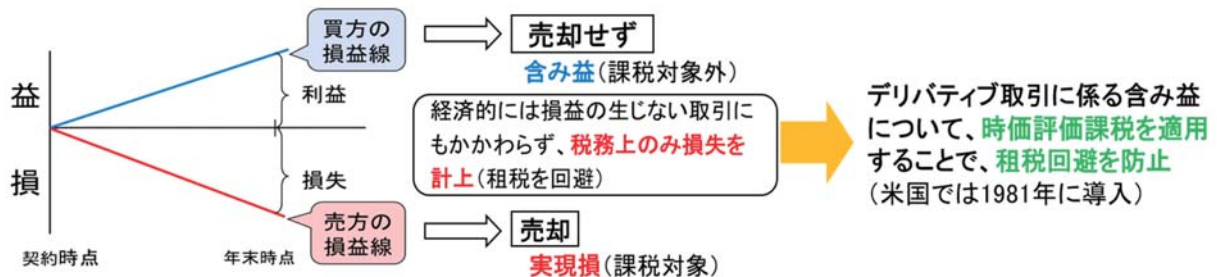
損益通算の対象範囲拡大

ドラフト



租税回避防止策

【デリバティブ取引を利用した租税回避行為の例(ストラドル取引)】



特定口座の活用

幅広い個人投資家の利便性向上の観点から、特定口座でデリバティブ取引との損益通算を可能とすること。

・従来内部通算出来ていたのであれば、内部通算は継続的に可能とすべきである。

(2)有価証券先物取引を取扱っていない社の回答

- ・現在ではデリバティブ取引の範囲内で損益通算が可能だが、有価証券先物が現株取引と損益通算出来る代わりに他のデリバティブ取引との通算が不可能になると委託者の混乱とデメリットが危惧される。現状のままデリバティブ取引内での損益通算を維持し現株との通算を見送った方が税制上も分かり易い。
- ・有価証券先物取引が損益通算対象となるのであれば、商品デリバティブについても同等の扱いがされるべきであると考え、有価証券先物取引が先行されることとなるのなら、早期に同等の取扱いがなされることを期待したい。

なお、今回の調査については、以下の15会員からご協力を賜りました。感謝申し上げます。

IG証券株式会社
株式会社アステム
A I ゴールド証券株式会社
岡地株式会社
岡安商事株式会社
カネツ商事株式会社
クリエイトジャパン株式会社
株式会社コムテックス
株式会社さくらインベスト
サンワード貿易株式会社
大起産業株式会社
日産証券株式会社
フジミ証券株式会社
北辰物産株式会社
豊トラスティ証券株式会社

以上

〔資料 8〕情報発信関係資料

商品デリバティブ取引に関する税金

個人の商品デリバティブ取引による所得に対する税制の概要についてご説明します。



商品デリバティブ取引による所得は申告分離課税

個人の方が国内の商品・金融・有価証券を原資産とする取引所デリバティブ取引又は店頭デリバティブ取引(以下、単に「デリバティブ取引」といいます。具体的な例については、P4をご覧ください。)の差金決済やオプションの権利行使・被権利行使(以下、単に「差金等決済」といいます。)を行ったことにより年間の損益を通算して利益となった場合には、その決済を行った日の属する年分の所得として、他の所得と合算しない「申告分離課税」により課税されます。受渡しによる決済は対象となりません。

なお、商品先物取引業者(以下、単に「商先業者」といいます。)は、差金等決済が行われた顧客の取引について、損益にかかわらず、顧客の氏名、住所、約定価格等を記載した「先物取引に関する調書(以下、単に「調書」といいます。))を、原則として、その差金等決済があった日の属する年の翌年の1月末日までに、当該商先業者の所在地の所轄税務署長に提出しなければならないこととなっています。

また、平成28年1月以降のお取引に関して提出する調書には、原則として、顧客の個人番号(マイナンバー)を記載することが商先業者に義務付けられており、これに関して商先業者はお客様に同番号の提供をお願いすることとされています。



税率は20% (所得税15%、住民税5%)

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより生じた利益に対して15%の税率により所得税が課税されます。また、居住者については別に5%の住民税も課税されます。

※これに加えて、平成25年1月1日から平成49年12月31日までの25年間に生じた所得については「復興特別所得税」として所得税額の2.1%が徴収されることとされており、詳しくは、P6をご覧ください。



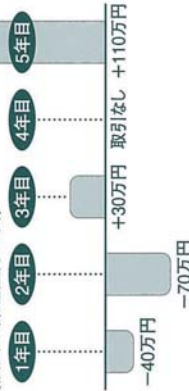
損失は3年間の繰越控除が可能

居住者又は国内に恒久的施設を有する非居住者がデリバティブ取引の差金等決済を行ったことにより年間を通じて損失となったときは、その損失の金額を翌年から3年間にわたってデリバティブ取引による所得の金額から控除することができます。

〔繰越控除を受けるために必要な手続き〕

繰越控除の適用を受けるには、損失が生じた年分の所得税について、当該損失の金額に関する明細書等が添付された確定申告書を提出し、かつ、その後の繰越期間中連続して確定申告書を提出することが必要です。また、控除を受けようとする年分の確定申告書には、繰越控除を受ける金額の計算に関する明細書等一定の書類を添付しなければなりません。

〔損失の繰越控除の例〕



デリバティブ取引の所得の計算

デリバティブ取引を差金等決済したことにより生じた売買差損益金から委託手数料及び手数料に係る消費税などその取引に直接要した費用の額を控除した損益金額を年間（暦年＝1月1日から12月31日）で通算し、さらに繰越控除できるデリバティブ取引による損失があるときはその損失の額を控除してなお利益が生じたときにその利益が課税対象所得となります。

デリバティブ取引による所得は、差金等決済により生じた損益によって計算しますので、損益金の支払があつたかどうかには関係ありません。

また、決済していない取引の含み損益（値洗い損益）は課税対象にはなりません。差金等決済により「実現した損益」によって所得を計算します。ですから、年末に値洗い益があつても値洗い損があつても、年間の所得には関係ありません。



オプション取引の所得の計算

オプション取引の損益は、①オプションの転売又は買戻しによる決済、②権利行使または被権利行使、買戻し方の権利消滅により確定します。

なお、損益の計算は以下のように行います。

※東京商品取引所の金オプション取引は、取引最終日の翌営業日にのみ権利行使（現金決済）が行われるオプション取引です。

① 取引最終日までに転売・買戻しをした場合

取引最終日までならいつでも転売・買戻しにより決済することができます。転売・買戻しにより決済した場合には、受払いしたプレミアムから委託手数料などを控除した額が課税対象の所得となります。

【課税対象所得】＝受取プレミアム－支払プレミアム－支払委託手数料・消費税

② 取引最終日までに転売・買戻しをしなかった場合

取引最終日までで転売・買戻しが行われなかったオプション取引の建玉で利益が生じているものは、その翌営業日（権利行使日）に自動的に権利行使が行われ、その他のオプションは消滅します。

オプションの売買の別	権利行使/消滅の別	コール/プットの別	課税対象所得の算出方法
オプションを買った場合	権利行使が行われた場合	コールの買い	(最終清算価格－権利行使価格)×倍率 －支払プレミアム－支払委託手数料・消費税
	権利消滅した場合	プットの買い	(権利行使価格－最終清算価格)×倍率 －支払プレミアム－支払委託手数料・消費税
オプションを売った場合	買戻しによる権利行使が行われた場合	コール・プットのいずれも	▲(支払プレミアム＋支払委託手数料・消費税)
	権利消滅した場合	コールの売り	受取プレミアム(最終清算価格－権利行使価格)×倍率－支払委託手数料・消費税
		プットの売り	受取プレミアム(権利行使価格－最終清算価格)×倍率－支払委託手数料・消費税
	買戻しによる権利行使が行われた場合	コール・プットのいずれも	受取プレミアム－支払委託手数料・消費税

互いに損益通算することができるデリバティブ取引について

損益通算ができる取引は、以下の通りです。

① 国内の商品取引所における商品先物取引、商品指数等先物取引、商品先物オプション取引
(例：金、金ミニ、白金、白金ミニ、ガソリン、原油、ゴム、一般大豆、とうもろこし、コメ等)

② 国内の証券取引所における有価証券先物取引、有価証券指数等先物取引、有価証券オプション取引
(例：日経225先物取引、同オプション取引等)

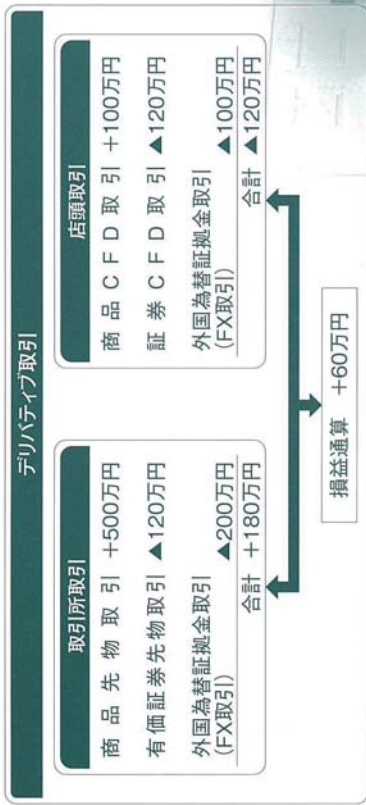
③ 国内の証券取引所又は金融取引所における金利先物取引、外国為替証拠金取引(FX取引)、カバードワラント

(例：くりっく365、大証FX、ユーロ円3か月金利先物等)

④ 店頭商品デリバティブ取引(金、石油、穀物等の商品を原資産とする取引)、店頭金融商品デリバティブ取引(通貨、金利、有価証券等の金融商品を原資産とする取引)、店頭カバードワラント(金融商品等を原資産とするオプションを証券化した取引)

(例：商品CFD取引、店頭証券CFD取引、店頭FX取引)

上記の所得以外の所得(例えば、株式の現物・信用取引、商品ファンデ、外国の商品取引所の先物取引などによる所得)との損益通算はできません。



複数の商先業者で行った取引は通算して所得を算定します。

複数の商先業者で取引を行った場合は、すべての取引の年間の損益を通算して、デリバティブ取引から生じる所得を算定します。

例えば、年間の損益がA社において+50万円、B社において-60万円、C社において+90万円であった場合、その人の先物取引にかかった年間の所得は80万円ということになります。





氏名・住所の告知と確認

デリバティブ取引を行う顧客は、取引の差金等決済をする日までに、その差金等決済の都度、商先業者に氏名及び住所を告知するとともに、住民票の写し等の本人確認書類を提示しなければならなりません。商先業者はその提示される書類により顧客の本人確認を行います。

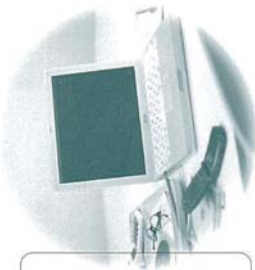
(注) デリバティブ取引を行う法人顧客についても、個人の場合と同様に、商先業者に当該法人の名称及び住所を告知するとともに、商先業者はその提示された書類により当該法人の本人確認を行うこととされています。

なお、デリバティブ取引をした者が、商先業者との間でデリバティブ取引の委託等の契約を締結する際に一定の告知及び本人確認を行っているときは、当該契約に基づくデリバティブ取引の差金等決済につき告知があったものとして取り扱います。

ただし、住所等に変更があったときは、あらかじめ告知及び確認書類の写しの提示が必要となります。

[[「確認書類」として提出できる主なもの]]

- 住民票の写し、住民票記載事項証明書、戸籍の附票の写し、印鑑証明書、住民基本台帳カード
 - 健康保険被保険者証、国民年金手帳
 - 運転免許証、旅券(パスポート)
 - 外国人登録証明書
 - 国税・地方税の領収証書、納税証明書、社会保険料の領収証書
- その他財務省令で定めるもの



ご参考

法人のデリバティブ取引に係る税務

法人が行ったデリバティブ取引の損益は、次により法人税が課されます。

① 差金等決済による損益

デリバティブ取引の差金等決済を行ったことによる損益は、当該差金等決済を行った日の属する事業年度の益金又は損金に算入します。デリバティブ取引の売付け・買付け、転売・買戻しに係る委託手数料及びその他の費用の額は、その支払を行った日の属する事業年度の損金の額に算入することができます。

② 期末において未決済のデリバティブ取引に係る利益相当額・損失相当額

期末において未決済されていない取引については、期末時点で決済を行ったものとみなされ、そこで発生する利益相当額又は損失相当額は、その事業年度の益金又は損金に算入されます。この場合、利益相当額又は損失相当額は、事業年度終了日における取引所の最終価格等で決済したこととして計算される差金に基づく額となります。また、期末に計上された利益相当額又は損失相当額は、翌期首において戻入れ処理が行われます。

③ ヘッジ会計を利用している場合の繰延ヘッジ利益・損失

企業がヘッジ目的でデリバティブ取引を利用した場合、デリバティブ取引は時価評価されるのに対し、ヘッジ対象である資産・負債は原価評価される場合があります。このような損益認識時点のずれを一致させようとする会計手法を「ヘッジ会計(繰延ヘッジ会計)」といいます。

会計上、繰延ヘッジ会計が認められる場合は、原則として税法上も同様の取扱いが認められており、繰延べた金額は損金・益金として計上されません。

詳細は税理士にご相談下さい。

復興特別所得税について

東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源を確保する特別措置として、「復興特別所得税」が創設されました。

1. 措置期間、課税対象、税額

(1) 措置期間

平成25年1月1日から平成49年12月31日まで(25年間)

(2) 課税対象

上記期間内の個人の所得税額

(3) 税額

所得税額に2.1%乗じて得られた額

2. 税額算出の例

例えば、個人の方が行ったデリバティブ取引から得られた所得が50万円である場合、当該所得に係る復興特別所得税は以下のようにして算出することができます。

所得税額 = 50万円 × 15% = 7万5千円

住民税額 = 50万円 × 5% = 2万5千円

復興特別所得税 = 7.5万円 × 2.1% = 1,575円(新設)

● 住民税等の地方税は対象となりません。

3. 留意すべき点

所得税額が課税対象となることから、現行税法に設けられている10の所得(利子・配当・不動産・事業・給与・譲渡・一時・雑・山林・退職の各所得)から生じる所得税全般に2.1%の税金が課せられることになります。

詳細は税理士等の専門家または課税当局にご相談下さい。

日本商品先物振興協会

〒103-0012
東京都中央区日本橋區町1-10-7 東京商品取引所ビル4階
TEL 03-3664-5731 FAX 03-3664-5733
<http://www.jcfia.gr.jp/>

JCFIA

JAPAN COMMODITY FUTURES
INDUSTRY ASSOCIATION

委員・オブザーバー名簿（敬称略）

資料 1

2021年3月29日現在

【委員】（31法人・団体）

氏名	法人・団体名	役職名	備考
吉村 洋文	大阪府知事		発起人
松井 一郎	大阪市長		発起人
松本 正義	公益社団法人関西経済連合会 会長		発起人
尾崎 裕	大阪商工会議所 会頭		発起人
深野 弘行	一般社団法人関西経済同友会 代表幹事		発起人
鶴川 淳	株式会社池田泉州銀行 代表取締役頭取CEO		
沖津 嘉昭	岩井コスモ証券株式会社 代表取締役会長CEO		
野口 一哉	SMBC日興証券株式会社 常務執行役員 近畿本部長		
北尾 吉孝	SBIホールディングス株式会社 代表取締役社長		
立野 純三	公益財団法人大阪産業局 理事長		
高井 嘉津義	大阪信用金庫 理事長		
中塚 一宏	SBIホールディングス株式会社 顧問 ※4月1日 株式会社大阪堂島商品取引所 取締役就任予定		
岩永 守幸	株式会社日本証券クリアリング機構 副社長執行役員 ※4月1日 株式会社大阪取引所 代表取締役社長就任予定		
高橋 豊典	オリックス株式会社 執行役 グループ関西代表		
西澤 良記	公立大学法人大阪 理事長		
山田 正勝	ジャパンネクス証券株式会社 代表取締役CEO		
高原 瑞紀	ジャフコグループ株式会社 関西支社長		
田所 俊弥	大和証券株式会社 常務取締役大阪法人担当		
清水 博	株式会社日本政策投資銀行 常務執行役員 関西支店長		
岡本 慎一	日本生命保険相互会社 執行役員		
根本 裕之	独立行政法人日本貿易振興機構大阪本部 大阪本部長		
福山 漢成	野村證券株式会社 常務 大阪駐在兼大阪支店長		
児玉 哲哉	パークレイズ証券株式会社 アジア太平洋地域副会長		
奥山 史	BNPパリバ証券株式会社 グローバルマーケット統括本部長		
萩野 琢英	ビクテ投資信託資産顧問株式会社 代表取締役社長		
藤城 豪二	株式会社みずほ銀行 専務執行役員		
立松 博	三井住友海上火災保険株式会社 常務執行役員 関西企業本部長		
角元 敬治	株式会社三井住友銀行 取締役兼専務執行役員		
田中 尚宏	三井住友信託銀行株式会社 専務執行役員		
谷口 宗哉	株式会社三菱UFJ銀行 取締役専務執行役員		
岡橋 達哉	株式会社りそな銀行 代表取締役副社長兼執行役員		

（発起人以外の法人・団体名は50音順）

【オブザーバー】（7法人・団体）

団体名
一般社団法人大阪銀行協会
一般社団法人金融先物取引業協会
一般社団法人日本STO協会
日本証券業協会
日本商品先物振興協会
日本商品先物取引協会
一般社団法人Fintech協会

（団体名50音順）

「国際金融都市 OSAKA 推進委員会」設立総会

日時：2021 年 3 月 29 日（月）11:00～
場所：大阪府庁新別館南館 8F 大研修室

次 第

- 1 開会
- 2 委員会規約（案）について
- 3 会長等の選出について
- 4 2021 年度の実施計画（案）について
- 5 閉会

【配布資料】

- 資料 1 委員・オブザーバー名簿
- 資料 2 配席図
- 資料 3 国際金融都市 OSAKA 推進委員会規約（案）
- 資料 4 国際金融都市 OSAKA 推進委員会の推進体制について
- 資料 5 「2021 年度国際金融都市 OSAKA 推進委員会」の取組み（案）